

| A列               | B列 | C列 | D列   | E列   | F列   | G列   | H列  |
|------------------|----|----|--|--|--|--|---|
| 行<br>番<br>号<br>← |    |    | 博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説<br><b>地震発生時の応急対応 詳細版</b><br>Ver.2.0<br><b>【シート5】</b><br>独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編集<br>ご利用の前にシート1（凡例）を必ずお読みください。★印は、文化財防災センターによる注記、再掲、関連項目などの情報を示しています。 | <b>文科省ガイドブックにおける主要項目の解説（抄録）</b>  | <b>【参考情報】大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁 平成31年）における主要項目の解説等</b><br>★標記ガイドラインは、一定の大規模・高層の防火対象物を対象にしており、すべての博物館が対象になるわけではありませんが、中規模・小規模博物館の消防計画、危機管理マニュアルにも参考になる部分が多いと考えられるため、参考情報として抄録を掲載します。これについては凡例（シート1）のNo.5を必ずお読みください。   | <b>調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした記載例</b><br>★この記載例における「防災管理実施義務のある館」については左のセル及び凡例（シート1）のNo.5をお読みください。 | <b>その他の参考資料</b>   |
| 2                |    |    | <b>地震発生時の初期対応</b><br>関連項目：シート4（地震 事前対策）54行   | 実践編p.39<br><input type="checkbox"/> 緊急地震速報対応のポイント<br>・その場で頭を保護し、揺れに備えて身構えます。<br>・あわてて出口や階段に殺到しないようにします。<br>・つりさがっている照明や展示物などから退避します。<br>・エレベーター利用中は、最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降ります。<br>・扉を開けて避難路を確保します。<br>・その場で火を消せる場合は火の始末をし、火元から離れている場合は無理して消火しないようにします。<br>・薬品を扱っているときは、すぐにできるときはこぼれないようにし、時間がかかる場合はかからないよう退避します。 | 発生時の初期対応 p.14<br>▶危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する（緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する（短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要）。）。<br>▶地震発生時には身の安全を第一とし、大きな揺れがおさまった後、組織的な活動を開始することを記載する。<br>▶パニック防止のために冷静な行動を促す放送を防災センター等から行うこととし、地震発生時の館内放送の文例、事前の周知や訓練方法等を記載する。<br>▶防災センターにおいて、気象庁の地震情報、津波情報、緊急地震速報等の情報収集を行うことを記載する。<br>▶一定震度以上の地震が発生した場合には、管理権原者（又は指定された者）の指示がなくても自衛消防本部を設置し、活動を開始するよう記載する。このとき、関係者の情報共有の方法についても明確にする。<br>▶関係者・関係機関への連絡手段・手順を明確化する。<br>▶防火対象物関係者・関係行政機関等への連絡網を作成し記載する。<br>▶（通報の重複を避けるため）火災発生時や要救助者発生時の消防機関への通報を誰が行うか記載する。<br>▶緊急地震速報を活用する場合は、その初期対応フロー等について記載する。<br><br>発生時の初期対応>具体的な記述のポイント p.111<br>▶関係者・関係機関への連絡手段・連絡手順を明確化する。<br>▶危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する。<br>強い揺れに対する即時の安全行動とパニック防止 p.104<br>▶即時の安全行動の指示一身の安全確保、火の始末etc.<br>▶パニック防止のための館内放送や自衛消防組織の避難誘導<br>▶緊急地震速報への対応<br><br>発生時の初期対応 >記述内容の解説 p.111<br>▶地震発生時には、まず身の安全を確保することを優先する。<br>▶揺れがおさまった後、早い時期に安心情報を館内一斉放送し、在館者の不安感を取り除くようにする。また、逐次情報提供することを告げて、むやみに動き回らないよう周知する。<br>▶負傷者情報の通報願いを告げて、在館者からの情報収集も開始する。<br>▶公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するか訓練が有効である。<br>▶大規模な防火対象物では、自衛消防活動として実施すべき事項が多岐にわたるが、災害の状況等により少ない人員体制で活動せざるを得ない場面を想定しておくことが有効である。<br><br>発生時の初期対応 >活動要領例等 p.111<br>▶地震発生！グラっときたら<br>①落ち着いて、自分の身を守る。<br>②すばやく火の始末を行う。ガス器具栓または元栓を開けて火を消す。<br>③ドアを開け、避難【経】路を確保する。<br><br>▶揺れがおさまったら<br>①火元の確認（早めにガスの元栓を開め、電気のスィッチ・ブレーカーを切る）<br>②火災が発生したら初期消火を行う。<br>③家族の安全確認を行う。<br>④ラジオなどで情報を確認する。 | 館内で強い揺れを感じた場合、案内スタッフ、監視スタッフは防災センターからの放送等を待たずに、マニュアルに基づいた初動対応を取る。                             | 地震・津波対策（内閣府防災情報のページ）<br><a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/index.html</a> |

|   |   |   |  |  |   |
|---|---|---|--|--|---|
| 3 | 緊急地震速報の活用   | <p>□ 緊急地震速報 基礎編pp.27-28</p> <p>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。この情報を利用して、受信して列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させたりすることが期待されています。博物館では緊急地震速報と連動して館内放送を流す仕組みなどが考えられます。ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。</p> <p>気象庁緊急地震速報HPを参考に作成。</p> | <p>緊急地震速報の活用&gt;具体的な記述のポイント p.111</p> <p>▶緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する（短時間で明確な手順化・シーケンス化が必要）</p> <p>緊急地震速報の活用&gt;記述内容の解説 p.111</p> <p>▶緊急地震速報の受信等を行うシステムについて記載する。</p> <p>▶発報基準、速報内容等を記載する。</p> <p>▶地震発生時刻、地震の震央、震度5弱以上が推定される地域及び震度4が推定される地域</p> <p>▶「強い揺れのおそれがある地域」として発表し、具体的な推定震度は発表しない</p> <p>▶猶予時間は発表しない</p> <p>▶職員等の対応について、自らとるべき行動と来客者等に対してとる行動について記載する。</p> <p>▶適切な情報提供等によるパニックの防止について記載する。</p> <p>▶訓練方法等について記載する。</p> <p>▶施設内における平常時の周知の方法、従業員への教育等について記載する。</p> <p>※一般的な例としては、上記のような項目が考えられるが、実際の緊急地震速報の利活用にあたっては、それぞれの利用者の業務によって固有の検討が必要となる。（発表する内容等）</p> <p>緊急地震速報の活用&gt;活動要領例等 p.111</p> <p>▶緊急地震速報を活用した対応行動</p> <p>▶まず、身の安全確保のための行動をとるよう指示する。</p> <p>▶最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる。</p> <p>▶照明の落下や収容物の転倒等による危険がない場所でひざまずき揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>▶その場で火を消せる場合は消火する。</p> <p>▶火元から離れている場合は、無理して消火しない。</p> <p>▶揺れがおさまった段階で、次の対応行動を指示する。</p> <p>▶あわてて出口や階段に殺到しないよう周知する。</p> <p>▶緊急地震速報により、地震発生までに時間がある場合は、避難情報・安心情報を在館者へ発信する。</p> <p>▶近くに在館者がいる場合は、声をかけるなどして、適切な行動が取れるよう誘導する。</p> <p>※具体的な活用を計画している場合でも、数分以内の時間内に発生する地震による被害</p> |  | <p>緊急地震速報とは（気象庁）<br/> <a href="https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/index.html">https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/index.html</a></p>   |
| 4 | 身の安全確保（スタッフと来館者が身を守る行動）                               |   |  | <p>□ 地震発生時には、スタッフ及び来館者の安全確保を第一とする。被害状況の調査は、スタッフの安全が確保されてから実施する。</p>  |   |
| 5 | 落下物、転倒物、ガラス破片、薬品、感電などからの安全確保<br>関連項目：シート4（地震 事前対策）61行 | <p>基礎編p.24</p> <p>□ 自身の安全の確保。落下物、ガラス、転倒物からの安全確保</p> <p>歴史博物館・美術館／実践編p.44</p> <p>□ 特に倒れる可能性のある展示資料（彫刻や大型のつぼなど）や、つり展示付近の来館者の安全を確認します。</p> <p>科学館・自然系博物館／実践編p.44</p> <p>□ 薬品を用いるような実験をしていた場合は、薬品が人にかからなかったか、有害なガスが発生していないかを確認します。燃焼しやすい薬品や高圧、高温の機器も注意が必要です。</p> <p>水族館／実践編p.44</p> <p>□ 水槽からあふれた水を浴びてしまった人がいないか確認し、風邪をひかないよう乾燥させます。また、水に濡れた手で電気の配線等にさわると、感電しないように呼びかけます。</p> <p>科学館・自然系博物館・水族館・動物園／実践編p.44</p> <p>□ ホルマリンを使用した資料が落下等により濡れていないか確認します。濡れていた場合はすぐ換気を行い、中毒に気を付けます。</p>     |  | <p>□ 安全確保の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下・転倒・移動による危険がある物の周囲から離れる（展示物、照明器具、展示ケース、窓ガラス、天井のガラス、看板、ディスプレイ、棚、ロッカー、壁面等）。</li> <li>・スタッフはヘルメット、非常用ライトを装備</li> </ul> <p>① 事務室：机の下に潜り込む(窓の近くはガラスが破損する可能性があるため危険)。<br/> ② 廊下：柱付近において手などで頭を守りしゃがむ。<br/> ③ 展示室：頭上からの落下物に注意し、展示ケースから離れて手などで頭を守りしゃがむ。<br/> ④ 屋外：倒壊物や落下物のない広い場所へ移動する。</p> | <p>家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック（東京消防庁 電子図書館 /令和6年1月発行）<br/> <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/elib/kagutenhandbook.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/elib/kagutenhandbook.html</a></p> <p>地震に対する作品への安全策とその効果（全国美術館会議）<br/> （直リンク！）<br/> <a href="https://www.zenbi.jp/files/2024/smoe.pdf">https://www.zenbi.jp/files/2024/smoe.pdf</a><br/> 上記は「全国美術館会議と災害対策」に掲載<br/> <a href="https://www.zenbi.jp/rescue/">https://www.zenbi.jp/rescue/</a></p> |
| 6 | 地震による出火防止への対応<br>関連項目：シート4（地震 事前対策）55行                | <p>実践編p.43</p> <p>□ 揺れがおさまったらすぐに火災発生の有無を確認します</p> <p>地震によって火災が発生するおそれがあるので、揺れがおさまったらすぐに火災の有無を確認します。</p>   |  | <p>□ 地震で恐ろしいのは二次的に発生する火災であり、地震による被害を最小限に抑えるには、すばやく火の始末と出火防止をして、どれだけ火災を防ぐかにかかっている。</p>  |   |

|    |   |   |  |   |  |
|----|---|---|--|---|--|
| 7  | 電源・燃料等の遮断   | <p>基礎編p.24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 火の始末</li> <li><input type="checkbox"/> ガス漏れの確認と元栓止め</li> <li><input type="checkbox"/> プレーカーを切る。</li> </ul>   | <p>地震による出火防止への対応 pp.15-16</p> <p>▶同時多発的出火への対応方法を明確化し記載する。<br/>(例) 大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。</p> <p>地震による出火防止への対応&gt; 記述内容の解説 p.114</p> <p>▶大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。</p>   | <p><input type="checkbox"/> 地震による出火防止への対応</p> <p>火気使用設備（器具）付近にいる者は、自身の安全を確保した上で建物内の漏電やガス漏れ等の点検を行い、電源及び燃料の遮断を行う。電気製品の場合は、コンセントを外す。</p> <p><input type="checkbox"/> とくに注意を要する箇所や器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイラー室、レストラン、給湯室、炊事場、電気ヒーター、電気ポット、プロジェクトター</li> </ul> <p>火災防止の徹底一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 電気設備器具（グラツときたら）</li> <li>・スイッチを切る。</li> <li>・コンセントからコードプラグを抜く。</li> <li>・器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く。（揺れがおさまったら）</li> <li>・配線が損傷していないか確認する。</li> <li>・スイッチは切ってもプラグを抜かなかつたものはプラグを抜く。</li> <li>・離れた場所にあつて消せなかつた器具を消す。</li> <li>・安全器またはブレーカーを切る。</li> <li><input type="checkbox"/> 石油等を燃料とする設備器具（グラツときたら）</li> <li>・コックをひねって火を消す。</li> <li>・電源を使うものにあつては、スイッチを切りコックを閉じる。</li> <li>・器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く。（揺れがおさまったら）</li> <li>・耐震安全装置付のものでも完全に火が消えていることを確かめ燃料コックを閉にする。</li> <li>・離れた場所であつて消し切れなかつた火を消す。</li> <li>・使っていないものでも倒れたら油もれを防ぐために引き起こす。</li> <li>・電源を使うものにあつては安全器またはブレーカーを切る。</li> <li><input type="checkbox"/> ガスを燃料とする設備器具（都市ガス）（グラツときたら）</li> <li>・器具栓または元栓を閉めて火を消す。</li> <li>・器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く。（揺れがおさまったら）</li> <li>・器具栓だけでなく元栓も閉める。</li> <li>・離れた場所にあつて消し切れなかつた火を消す。</li> <li><input type="checkbox"/> 危険物等を使って作業をしていた場合（グラツときたら）</li> <li>・薬品を使つての実験中は火源を切って薬品から離す。</li> <li>・その他火気を使つているときは火を消してその場を離れる。（揺れがおさまったら）</li> <li>・危険物等の容器が転倒、落下したときは引き起こして内容物の流れ出しを防ぐ。</li> <li>・離れた場所にあつて消し切れなかつた火を消す。</li> <li>・落ちそうな容器は、安全な場所に移動する。</li> <li>・容器が破損して流れ出した危険物等は砂などをかけて火災発生の危険を防ぐ。</li> </ul> | <p>大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会関連の情報&gt; 電気火災対策について [感電ブレーカーの普及等]（内閣府）<br/><a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html">https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html</a></p>  |
| 8  | エレベーター閉じ込めの確認、エレベーターは使用禁止<br>関連項目：このシートの51行             | <p>基礎編p.24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> エレベーター閉じ込めの確認</li> </ul>   |  |   | <p>エレベーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」<br/><a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html</a></p> <p>エスカレーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」<br/><a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html</a></p> |
| 9  | 避難経路の確保<br>関連項目：このシート63行、シート4（事前対策）44行                  | <p>実践編p.39</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 緊急地震速報対応のポイント</li> <li>・扉を開けて避難【経】路を確保します。</li> </ul>  | <p>▶避難施設の損壊を想定した避難経路の確保 p.104</p> <p>→代替経路の選定、階段区画の火煙からの応急防護etc.</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ドアや窓を開け、避難経路を確保する。</li> <li><input type="checkbox"/> 地震発生と同時に館内での落下物の恐れのない場所を特定し、来館者等を誘導する。</li> <li><input type="checkbox"/> 地震により建物にゆがみが生じ、ドアが開かなくなるおそれがあるため、地震による揺れを感じたら、ドアや窓を開け、脱出口を1ヶ所以上確保すること。</li> </ul>   |  |
| 10 | 火災発生時の対応<br>関連項目：シート4（地震 事前対策）55行<br>関連項目：シート6（火災 応急対応） | <p>基礎編p.24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 火災の確認、火災のときは消防への通報</li> </ul> <p>&lt;初期消火（火災が発生した場合には最優先）&gt; 基礎編p.25</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 職員配置</li> <li><input type="checkbox"/> 消火器、消火設備の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 初期消火の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 消防への通報119 通信困難な場合には駆けつけ通報</li> </ul> <p>火災発見 基礎編p.36</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 煙や火災の発見</li> <li><input type="checkbox"/> 出火場所、出火の状況を確認</li> </ul> | <p>地震による出火防止への対応 pp.15-16</p> <p>▶迅速な火災対応を記載する（通常火災への対応の準用）。</p> <p>火災発見時の措置&gt; 具体的な記述のポイント p.110（p.13）</p> <p>▶火災発見時の活動要領を具体的に記載する（発見手段・手順）。</p> <p>火災発見時の措置&gt; 記述内容の解説 p.110</p> <p>▶テナント単位で導入されているセキュリティシステムに関する対策として、機密情報を収納している室など、防災センター勤務者にも解錠方法を教えることができないような場所で火災が発生した場合には、最終的な手段としてセキュリティゲートを破壊して開錠することも想定されるが、このような場所で火災が発生した場合の入室手段（解錠方法の伝達、破壊による開錠の可否等）について明確化する。</p> |   |  |
| 11 | 通報連絡  |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通報連絡</li> <li>・通報連絡班員は、消防機関へ「所在、名称及び目標、被害状況等」を通報し、さらに周囲の職員に連絡する。</li> </ul>   |  |
| 12 | 消防機関への通報  |   |  |   |  |
| 13 | 館内・所轄部署への連絡   |   |  |   |  |

|    |  |   |   |  |  |
|----|--|---|---|--|--|
| 14 | <p>消火活動、安全防護措置、消防機関への情報提供・案内</p> <p>★注：この行では通常火災への対応ではなく、地震災害に特有の対応事項を記載します。通常火災への対応については、シート6を参照してください。</p> | <p>▶地震特有の対応事項p.38<br/>出火した場合の急激な延焼拡大に備えた迅速な初期消火</p> <p>地震災害に特有の対応事項&gt; 出火した場合の迅速な初期消火p.104<br/>▶自衛消防組織の地区隊による迅速な初期消火<br/>▶防災センターを中心とした支援体制</p> <p>地震災害に特有の対応事項&gt; 避難施設や消防設備等の損壊・機能停止への対応p.104<br/>▶避難施設の損壊を想定した避難経路の確保→代替経路の選定、階段区画の火煙からの応急防護etc.<br/>▶スプリンクラー設備の損壊を想定した初期対応の確保→自衛消防組織による人的な初期消火活動（消火器、屋内消火栓etc.）、防火区画や排煙設備による拡大防止etc.<br/>▶防火戸の損壊の応急措置、隣接防火戸による二次的な区画形成etc.（p.114）</p> <p>地震による出火防止への対応&gt; 具体的な記述のポイント p.114<br/>▶同時多発的出火への対応方法を明確化する。<br/>▶迅速な火災対応を記載する（通常火災への対応の準用）。</p> <p>地震による出火防止への対応&gt; 活動要領例等 p.114<br/>▶炎や煙に惑わされず、燃えているものを確かめる。<br/>▶燃えているものに適した消火器等を使い、できるだけ近づいて消火する。<br/>▶できるだけ多くの人で消火器等を集めて、一気に消火する。<br/>▶複数箇所から出火して消火班の能力を超えている場合は、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。</p> | <p>□ 初期消火<br/>・各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に消火班を派遣し、早期発見を行う。<br/>・出火した場合は急激な延焼拡大に備えた迅速な初期消火を行う。<br/>・複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。<br/>□ 防火戸及び防火シャッターの閉鎖<br/>・火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。<br/>□ スプリンクラー設備等の機能障害への対応<br/>・スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。<br/>□ 安全区画の形成<br/>・安全防護班は、防火戸や防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。<br/>・地区隊長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び速やかな統括管理者への報告を行う。<br/>□ 消防隊への情報提供等<br/>到着した消防隊に対し火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を提供するとともに火点への誘導を行う。</p> |  |  |
| 15 | 館内アナウンス（館内放送、掲示板等）、呼びかけ  |   |   |  |  |
| 16 | 地震直後の館内アナウンス、呼びかけ（安全確保と冷静な行動の呼びかけ／パニック防止）  | <p>基礎編p.20<br/>□ 地震発生直後<br/>ただいま地震が発生しました。ご自分の安全を確保してください。あわてず、背の高い展示物やガラス展示台から離れてください。余震に注意ください。詳しい情報がわかりましたら、お知らせします。</p> <p>基礎編p.26<br/>□ 地震発生、落ち着け、椅子の間に身をかがめる等の初動アナウンス</p>   | <p>建築構造等の基本被害 p.23<br/>「当該防火対象物の建築構造について、耐震診断の結果や過去の実例等に基づき、被害を想定する。<br/>ア建築基準法上の新耐震基準に適合している場合には、建築構造等の大きな被害は考慮しなくてよいこととする。<br/>イ耐震改修促進法の適用がある場合には、想定した地震規模に応じた耐震診断の結果に基づき、建築物の構造体に係る被害を想定する。」</p> <p>発生時の初期対応 p.14<br/>▶パニック防止のために冷静な行動を促す放送を防災センター等から行うこととし、地震発生時の館内放送の文例、事前の周知や訓練方法を記載する。</p> <p>発生時の初期対応 p.15<br/>▶地震発生時、低層階と高層階の感知器が同時に発報し、全館一斉鳴動となり、避難階段に在館者が殺到し、避難渋滞が発生することが想定されるため、全館一斉鳴動時の対応方法を記載する。</p>  | <p>□ 来館者への呼びかけ<br/>・「係員の指示に従って、落ち着いて行動してください」<br/>・「天井からの落下物に注意してください」<br/>・「壁際は作品落下のおそれがありますので離れてください」<br/>・「彫刻等は倒れる恐れがあります。倒れる可能性のあるものから離れてください。」<br/>・「窓際も危険ですので離れてください」<br/>・「姿勢を低くし、頭を守ってください」（頭を荷物や上着で保護する等）<br/>・「おけがはありませんか？」（負傷者情報を館スタッフに提供しよう呼びかけ）<br/>・「気分が悪い方はいらっしゃいませんか？」<br/>・「あわてて屋外に出ないでください」<br/>・「エレベーターは自動停止しており使用できません。止まった階で降りて下さい。」（エレベーターの使用禁止）</p>   |  |
| 17 | 地震情報等を入手後の館内アナウンス、呼びかけ（安心放送／パニック防止）  | <p>基礎編p.20<br/>□ [地震発生時] 数分後 館内アナウンス例<br/>ただいまの地震は〇〇付近を震源とするマグニチュード〇の地震で、本館のある〇市では震度〇でした。ただいま建物、展示作品等の点検、確認をしております。しばらくお待ちください。</p> <p>基礎編p.26<br/>(揺れがおさまってから館内アナウンス)<br/>□ 地震情報、被害概況等のアナウンス</p>   | <p>発生時の初期対応&gt; 記述内容の解説 p.111<br/>▶揺れがおさまった後、早い時期に安心情報を館内一斉放送し、在館者の不安感を取り除くようにする。また、逐次情報提供することを告げて、むやみに動き回らないよう周知する。</p>  | <p>□ 安心情報の提供<br/>・揺れがおさまった後、テレビ、ラジオ等で情報収集をし、早期に館内アナウンスを行い、来館者の不安を取り除く。館が建築基準法上の新耐震基準に適合している場合、安全であることを伝え、むやみに館外に出る等の行動を控えるよう求める。館内の被害状況、余震、公共交通機関、ライフライン等逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。</p> <p>●のニュースによるとxxを震源地とするマグニチュード△の地震が発生しました。この地震により津波も発生する見込みです。また、余震の可能性もありますので、ご注意ください。当館は海拔●m以上の場所にあり、津波による被害はない見込みです。</p> <p>□ 呼びかけ<br/>災害の内容、規模、避難場所などを入館者に伝える。館内放送設備に損壊の恐れがある場合は、監視等業務委託者、警備・☆を通した呼びかけを行う。</p> <p>□ 館内アナウンスで館内スタッフに指示<br/>・「職員は、避難の指示があるまでお客様を安全な場所に一時待機させてください。念のため、非常口を開放してください。」<br/>・「次の職員は、落下物、壁の崩落等の状況確認にあってください。〇〇は館の外、〇〇は玄関付近、〇〇は職員通用口付近、〇〇は☆ギャラリー、〇〇は大階段・スロープ付近。」</p> |  |
| 18 | 災害時要援護者への対応<br>関連項目：シート4（事前対策）43行  | <p>実践編p.46<br/>□ 災害時要援護者への対応<br/>日本語だけでなく、外国語による情報発信も必要です。自館内だけでなく、立地によっては外にも災害情報の発信が必要です。</p>  | <p>地震に特有の内容&gt; 具体的な記述のポイント p.117 (p.16)<br/>▶自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介護要員を指定し記載する。</p> <p>活動要領例等 p.110<br/>▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）</p> <p>火災に特有の内容&gt; 具体的な記述のポイント p.110<br/>▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。<br/>▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</p>   | <p>□ 必要に応じて英語による案内を放送する。<br/>□ 館内外のデジタルサイネージをテレビのニュース放映に切り換えて、来館者等が見られるようにする。</p>  |  |

|    |                                  |                |   |  |   |   |
|----|----------------------------------|----------------|---|--|---|---|
| 19 | 津波発生時の対応                         |                |   |  |   |   |
| 20 |                                  | 津波災害警戒区域等はすぐ避難 | 基礎編p.24<br>□津波危険地区はすぐ避難   |  | □ 大津波警報等が発表された場合の避難場所<br>・地震により大津波警報等が発表された場合の避難場所は☆（高い階）とする。広域避難場所は、☆である。  | 津波避難対策の推進（平成24年版 消防白書）<br>https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/h24/cat-1/481.html<br><br>津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書（平成25年3月、消防庁国民保護・防災部防災課）<br>https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf |
| 21 | 地震発生後                            |                |   |  |   |   |
| 22 | 館内被害状況等の把握と共有（連絡・報告等）            |                | 基礎編p.20<br>危機管理ではまず何が起きたかを迅速に把握することが必要となります。そのためラジオ、テレビ、インターネット、目視、監視カメラ等により何が起きたかを早急に確認するとともに何が起きそうかを予想してください。来館者【★及び館スタッフ】の安全確保をつねに念頭におき、迅速に被害拡大阻止を行い、必要ならば躊躇せず避難誘導や閉館を決定してください。避難する場合、災害時要援護者への配慮を忘れないようにしましょう。火災や地震等の緊急事態が発生した時には適時適切な館内アナウンスにより、来館者に情報提供し、混乱を防止するようにします。表11のようなアナウンス例を用意しておき、訓練等で練習をしておきましょう。また、不審者とおぼしき人の発見などそのまま言葉にすると他の来館者の不安を招いてしまうことが考えられるので、合図や隠語を決めておくとい良いでしょう。<br><br>実践編p.43<br>揺れがおさまったらすぐに火災の有無を確認します。同時にけがの有無や施設損壊の状況を確認します。 | 発生時の被害状況の確認 p.15<br>▶建物全体の被害情報の確認手段・情報収集、情報集約手順について具体的に記載する。<br>(例) 総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報により把握する。<br>自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。<br>自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。<br>▶必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する<br>(例) 負傷者数、閉じ込め者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等<br>▶被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法を記載する。<br>(例) 人命優先、避難手段確保優先、機能維持優先等<br><br>防火対象物全体における被災状況の確認とこれに即した活動方針の決定 p.104<br>▶防火対象物全体の被災状況の確認→自衛消防組織の地区隊からの速報、機械監視による補充、一定の階層ごとの人員・資機材の配置etc.<br>▶応急活動上の優先度に関する判断指標の設定<br>▶防災センターを中心とした統一的な指揮命令系統の確保<br><br>発生時の被害状況の確認>具体的な記述のポイント p.111<br>▶建物全体の被害情報の確認手段・情報収集手順について具体的に記載する。<br>▶必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する。<br>▶被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法を記載する。<br><br>発生時の被害状況の確認>記述内容の解説 p.111<br>▶自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。<br>▶自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて隊員、在館者に伝達する。<br>▶優先して収集すべき情報を明確化しておく（負傷者数、閉じこめ者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等）<br>▶活用する機器等について明確にしておく（総合操作盤、自火報、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報等） | 館内被害状況等の把握と共有<br>【★注：館内被害状況等の把握と共有（連絡・報告等）については、多くの調査協力館のマニュアルに記載がありますが、基本的な部分は文科省ガイドブックや消防計画作成ガイドライン（平成31年）の解説等と同じですので掲載を控え、特徴的な記載例のみ掲載します。】<br><br>□ 初期情報の収集<br>地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となる。<br>(1) 情報は災害活動の拠点となる☆【防災センターや総務課等】に一元化し収集する。<br>(2) ☆等のスタッフは建物図面等の関係資料を速やかに準備する。<br>(3) ☆等のスタッフは、総合操作盤、監視カメラ、館内巡視員等から情報収集する。<br>(4) エントランスの受付スタッフをはじめ館内スタッフからも広く状況を集める。<br>(5) テレビ、ラジオ、インターネット、目視による情報収集も継続的に行う。<br>(6)被災状況の報告を受けたときは、建物図面等に危険箇所等を明示する。<br><br>□ 被害状況の把握について、情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。<br><br>□ 被害状況の実地の調査は、スタッフの安全が確保されてから行う。<br><br>□ 受付、企画展示室、常設展示室、レストラン等来館者の近くにいるスタッフは、来館者の状況、負傷者や気分が悪くなった者の有無、負傷等の状態、付近の施設設備や博物館資料の被災状況等を報告担当者に連絡し、各報告担当者は、自衛消防隊長等に報告する。<br><br>□ 自衛消防隊長は、被害状況及び活動状況を管理権所有者【館長】に報告する。 |   |
| 23 |                                  | 災害情報の収集        | 基礎編p.25<br><地震情報等の確認><br>□ ラジオ、テレビ、インターネットによる状況確認<br>□ 目視による館内外の状況確認  |  |   |   |
| 24 | 来館者及び館内スタッフの被害状況の把握（無事、傷病者、不明者等） |                | 基礎編p.25<br><被害概況の把握><br>□ 来館者、職員の人的被害。目視、遠隔TVによる。氏名、負傷部位、負傷程度（軽症、要観察、要治療、救急搬送要請）<br><br>科学館・自然系博物館／実践編p.44<br>□ 人が乗りこむような参加体験型展示がある場合は、停止しているかどうか、乗っていた来館者が無事かどうか、閉じ込めが起きていないか確認します。<br><br>水族館／実践編p.44<br>□ 水槽からあふれた水を浴びてしまった人がいないか確認し、風邪をひかないよう乾燥させます。<br><br>動物園／実践編p.44<br>□ 来館者や職員等が倒木や柵などの下敷きになっていないか安全を確認します。<br><br>植物園／実践編p.45<br>□ 来館者や職員等が倒木などの下敷きや木の実、大きな葉の落下により負傷していないか安全を確認します。<br>□ 温室のガラスが割れて、来館者や職員等に怪我がないか確認します。                            |  |   |   |
| 25 | 館外のスタッフと家族の安否確認（無事、傷病者、不明者等）     |                | 基礎編p.25   |  |   |   |

|    |   |   |  |  |  |
|----|---|---|--|--|--|
| 26 | 物的被害概況の把握、報告、記録   | 実践編p.43<br>□被害記録を克明にとります。<br>来館者や職員等の安全確保が最優先ですが、できるだけ被害記録や応急対応の記録をつけておきます。場合によっては保険の対象となるケースも考えられますし、国や都道府県など関係機関への報告材料としても重要です。博物館の災害事例はもともと資料が少ないため、後世に教訓を残す貴重な資料となります。現在の博物館の災害対策も、過去の被災経験の上に成り立っています。  |  | □二次災害の防止<br>・建造物、展示室、収蔵庫等には、安全が確保されるまで立入らない。<br>・安全が確保された後、自身の安全を確保した上で建物内の漏電やガス漏れ等の点検を行い、必要に応じて建物内への電気やガスの供給を停止する。<br>・設備安全点検は二人以上で行う。<br>・被害状況を確認し記録するとともに、被災箇所の写真を撮影するなど、可能な限りの確かつ詳細な記録を作成する。   |  |
| 27 | 施設、敷地   | 基礎編p.25<br><被害概況の把握><br>□施設（展示室、収蔵室、研究室、事務室、共用等）の被害概況。目視点検による。施設名、天井（異常なし、亀裂あり、落下）、壁（異常なし、亀裂あり、壁材落下）、床（異常なし、床材陥没）、硝子（異常なし、ヒビ、割れ）、机・キャビネ等（異常なし、転倒等）<br><br>実践編p.43<br>□ミュージアムショップ、レストランの被害を確認<br>博物館内のミュージアムショップ、レストラン等の被害を確認をします。特に営業時間中の発災の場合は、レストランで火事が発生していないか確認をします。落ちた皿やみやげ物などで怪我をした人がいないか確認をします。酒類が落ちて割れた場合はにおいが強いばかりでなく、引火の危険性もあります。   |  |  |  |
| 28 | 設備、インフラ（照明、空調、エレベーター、電気、水、ガス、情報システム、セキュリティシステム等）<br>関連項目：シート4（事前対策）100行、101行、102行 | 基礎編p.25<br><地震情報等の確認><br>□停電、断水、ガス停止の確認<br><被害概況の把握><br>□設備（電気、空調、エレベーター、セキュリティシステム）の被害概況。目視点検<br><br>水族館／実践編p.44<br>□水槽や配管が割れていないか確認をします。水槽は通常は地震の揺れにより割れませんが、2次災害として火災が発生した場合、熱によりヒビが入り、水が漏れることがあります。配管は地震による損傷を受けやすく、水槽の水が抜ける原因となるので注意をします。水に濡れた場所から漏電が起こり、停電の原因となるので気を付けます。<br><br>動物園／実践編p.44<br>□動物の飼育環境（温湿度、水、餌の入手）の確認を行い、環境が維持できない場合は他動物園への移送などを検討をします。<br>□停電などにより、餌や貴重なサンプルを保存している冷蔵庫が停止していないか確認をします。 |  | 安全が確保できる状況下で、二人以上で設備安全点検を行う。   |  |
| 29 | 通信障害（通信インフラ被害、アクセス集中、通信規制等）<br>関連項目：シート4（事前対策）103行                                |   |  |  |  |
| 30 | 近隣の被害概況、交通障害<br>関連項目：シート4（事前対策）104行   | 基礎編p.25<br><被害概況の把握><br>□近隣の被害概況（交通状況、火災の有無）。目視、参集途上職員の情報による。   |  |  |  |
| 31 | 展示資料<br>関連項目：このシート71行   | 基礎編p.25<br><被害概況の把握><br>□資料（展示資料）の被害概況。目視、遠隔TVによる。展示資料（常設展示、企画展示）、資料作品名・展示場所、被害程度（異常なし、一部損壊、大破、焼失）  |  | 【★関連項目：このシート71行】   |  |
| 32 | 収蔵資料<br>関連項目：このシート71行   | 基礎編p.25<br><被害概況の把握><br>□資料（収蔵資料）の被害概況。目視、遠隔TVによる。収蔵資料、資料作品名・保管場所、被害程度（異常なし、一部損壊、大破、焼失）   |  | 【★関連項目：このシート71行】   |  |
| 33 | 災害情報等についての館内アナウンス（館内放送、掲示板等）  | 基礎編p.9<br>来館者に対しては危険情報だけでなく安心情報も提供し、安全で安心な博物館であることをアピールしましょう。   |  | □来館者への災害情報提供<br>・テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて館内アナウンスを行うことで在館者の不安解消を図る。<br>・交通公共機関の運休情報、余震に関する情報等を随時アナウンスする。これは帰宅困難者の発生に備える対応でもある。<br>・必要に応じて、館内の被害状況や活動状況等も伝える。<br>・館内放送とあわせて、モニターやホワイトボード（手書き可）、デジタルサイネージ等により最新の情報を提供する。<br>・外国人の在館者がいる可能性もあるため、英語での館内アナウンスも行う。 |  |
| 34 | 体制の検討と対応準備<br>関連項目：シート4（事前対策）27行  |   |  |  |  |
| 35 | 勤務時間内の発災の場合   | 基礎編p.25<br><体制の検討><br>□現在いる職員数の把握<br>□体制・役割の指示  |  |  |  |

|    |  |   |  |   |  |
|----|--|---|--|---|--|
| 36 | 勤務時間外の発災の場合→緊急参集可否の判断→緊急参集<br>関連項目：シート4（事前対策）31行     | 基礎編p.25<br>□ 地震情報のラジオ等による収集<br>□ 交通機関や道路状況の把握<br>□ 参集可否の判断<br>□ 安否連絡<br>館長に以下をメールか携帯等で連絡…職員と家族の安否（無事、負傷、死亡、未確認）、参集可否、参集予定時刻                         |  | 【★関連項目：緊急参集に係る記載例 シート4（事前対策）31行】  |  |
| 37 | 対策本部設置場所（会議室や野外のテント等）の確保と設営準備<br>関連項目：シート4（事前対策）105行 | 基礎編p.25<br>□ 会議室（対策室）の確保  |  | □ 対策本部設置<br>本部は☆とする。担当は、自衛消防隊本部の設営（PC、ホワイトボード、付箋等の準備）も行う。   |  |
| 38 | 防災用具・救急用品の準備と確認<br>関連項目：シート4（事前対策）105行               | 基礎編p.25<br>□ 電話、携帯、FAX、インターネット、トランシーバー等の通信手段の確保<br>□ 本館の対応マニュアル、本館の属する地域防災計画<br>□ 本館の周辺の地図、本館の館内図<br>□ 資料目録台帳<br>□ 防災資器材の保管場所 [風水害の場合特に水防資器材]、記録PC等 |  | □ 防災用具の搬出<br>館内各所に配置された防災用具を着用ないし搬出する。  |  |
| 39 | 所轄部署への連絡   |   |  |   |  |
| 40 | 救出救護、応急救護、通報連絡                                       |   |  |   |  |
| 41 | 救出救護、応急救護  | 救急救助（死傷者が発生した場合） 基礎編p.26<br>□ 職員配置<br>□ 救急資器材、AEDの確認<br>□ 救助救急の実施（周囲の人の協力を求める）<br>□ 病院への連絡、搬送   | 救出救護>具体的な記述のポイント p.111（p.14）<br>▶救出救護（逃げ遅れ者の救出、負傷者の救護等）の活動要領を具体的に記載する。<br><br>救出救護>具体的な記述のポイント p.112<br>▶救出救護（地震に特有の内容） [注：p.15にも]<br>▶落下物、転倒物や飛散ガラス等による救出救護について記載する。<br>▶建物損壊等による閉じこめ救助等の資器材、活動要領等について記載する。<br>（例）チェーンソー等危険が伴う救助資器材は、取扱いに習熟した者が行うこと。<br>▶救護場所の設置について記載する。<br>▶応急救護班の行う応急手当、医療機関への搬送方法等について記載する。<br><br>救出救護>記述内容の解説 p.112<br>▶建物の下敷きなどの事故と同時に火災が発生した場合は、原則として火勢を抑えてから救出活動にあたります。<br>▶二次的な事故を起こさないように注意しながら救出活動にあたります。<br>▶事業所に備えてある防災資器材のほか、必要に応じて周囲の備蓄資器材や建築、土木等の技術者・重機操作者などの応援を求めるとも考慮する。<br>▶救助が必要な場合は、生存率が高い時間内での迅速で効率的な救助・救急活動が最も重要になり、公設消防の迅速な活動が期待できない場合に備え、自衛消防組織による救出救護活動が重要となる。<br>▶転倒家具に挟まれている人の救出手順をマニュアル化しておく。<br>▶パールやエンジンカッター等の使用手順をマニュアル化しておく。<br>▶救出活動のポイント 救出・救護班のほか、状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求める。また、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。大規模な救出作業が必要な場合で、自衛消防組織が保有する資器材では十分ではないときは、コミュニティ防災センター備蓄資器材の活用や周辺建設業者の協力を要請することも考慮する。倒壊建物の下敷きになった人の救出に際しては、二次災害発生防止に努める。また、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。<br>▶倒壊した建物からの救出手順をマニュアル化しておく。<br>▶自衛消防組織の構成員の知識・技術のレベル等から対応可能な応急救護活動の範囲・内容を定めマニュアル化しておく。<br>▶応急救護所の設置場所、人員、資器材等について定める。<br>▶必要な場合の緊急搬送について定めておく。<br>▶消防機関の救急隊が迅速に來れない場合の搬送等について定めておく。<br><br>救出救護>活動要領例等 pp.112-113<br>▶落下物・転倒物の下敷きになった者の救出方法<br>①挟まれている人に声を掛け、安心感を与える。<br>②周囲の人に声をかけ応援を求める。<br>③挟まっているものに覆いかぶさっているものをできるだけ除去する。<br>④てこの原理を利用して、すき間を作り、痛みを和らげる。てこの支点として使用する物は、角材などの堅く安定性のある物を使用する。 | □ 傷病者発生時の対応<br>①意識の有無を確認<br>・館内で傷病者を発見した者は、第一に意識の有無を確認する。<br>②同伴者の有無を確認<br>・本人に聞くか周囲に声をかけて、同伴者の有無を確認する。同伴者がいない場合、病院等への搬送にあたっては原則として館の職員が付添いとして同乗する。<br>③意識がある場合の対応<br>・症状について質問し、軽度の場合は館内共用部のイス等に案内して休養してもらう。症状が軽度であっても急変する可能性はあるため、館スタッフによる経過観察は継続する。また救護室も利用できる旨説明し、要望があれば救護室に案内する。<br>・歩行不能もしくは横になって休む必要があるほどの重度の状態である場合は、傷病者を発見した者は、周りの館スタッフ等に声をかけ協力を求める。また傷病者のいる場所や傷病者の状況を館の☆に連絡して必要人員を集める。車いす・担架等を利用し、救護室に搬送する。傷病者又は同伴者と今後の措置について相談する。救急車を要望するかどうかの確認も行う。（救急車の出動要請に迷う場合は、救急受診相談 # 7 1 1 9）<br>・病院を紹介しないし救急車を要請する場合は、病状や持病・既往歴等を本人あるいは同伴者から聞いておく。またロッカーの利用等についても確認を行い、館内に傷病者の荷物が残らないようにする。<br>・救急箱… [設置場所]、担架… [設置場所]、車椅子… [設置場所]<br>・必要に応じて傷病者に応急処置を行う（後述）。<br>④意識がない場合の対応<br>・出血等の外傷の有無、呼吸の有無を確認すると共に、☆へ報告し、速やかに119番通報を行う。<br>・傷病者に同伴者がいない場合、館スタッフは複数名で、傷病者の携帯品により身元確認等を行う。<br>・呼吸が停止している場合は救急隊が到着するまで、AEDを使用するなどの救命措置を行う。館内放送を利用し、館内に医師・看護師等の医療関係者がいることがわかれば協力を要請する。<br>⑤救急車の出動要請（通報）… 1 1 9 番<br>・「救急です。☆ミュージアム〇課の〇〇です。」<br>・救急車を誘導できるよう☆付近に職員を配置するとともに進入路を確保しておく。<br>・傷病者の容態、持病・既往歴の有無を救急隊に簡潔に伝える。<br>・傷病者の搬送先を確認しておく。<br>⑥病院への搬送<br>・病院を紹介（救急車を呼ぶ必要がない場合）…「関係協力要請機関の連絡先」リストにより病院と連絡をとり、受入れ先が決まったら病院を紹介する。病院までタクシーを使うか確認する。<br>○関係協力要請機関の連絡先 [関連項目：シート4（事前対策）35行「外部関係者の役割・連絡先」]<br>○病院名と電話番号<br>○救急医療機関案内の電話番号<br>○救急受診相談 # 7 1 1 9 | 講習の内容について（日本赤十字社）<br><a href="https://www.jrc.or.jp/study/safety/">https://www.jrc.or.jp/study/safety/</a><br><br>救急お役立ち ポータルサイト（総務省消防庁）> 救急受診ガイド<br><a href="https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post8.html">https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post8.html</a><br><br>救急車の適時・適切な利用（総務省消防庁）<br><a href="https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate006.html">https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate006.html</a><br><br>「いざという時のために 応急手当の知識と技術を身につけておきましょう」（政府広報オンライン）<br><a href="https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200801/1.html">https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200801/1.html</a> |

|    |      |   |   |   |  |
|----|------|---|---|---|--|
|    |      |   | <p>⑤家具などの一部を破壊するか、中の収容物を取り除くなどして重量を軽くする。</p> <p>⑥持ち上げてきた空間が崩れないように、空間に角材などを当て補強する。補強に使う角材は、太さが10センチメートル以上で亀裂が入っていない柱などを使う。</p> <p>⑦被災者に声をかけながら行い、不用意に引きずり出したりせず慎重に行う。</p> <p>▶扉の変形等による居室への閉じ込め者の救出方法・機材は事前に取扱い等訓練を受けた者が使用することとする。</p> <p>▶倒壊した建物の下敷きになった者の救出方法建物やへいなどの下敷きになった者がいた場合には大声で周辺に知らせ、協力しあって助け出す。また、救出が難しい場合は直ちに消防署に連絡をする必要があります。</p> <p>①挟まれている人に声をかけ安心感を与える。</p> <p>②挟まれている人の人数を確認する。</p> <p>③周囲の人に声をかけ応援を求める。</p> <p>④リーダーを決め、手順を確認しながら作業を行う。</p> <p>⑤進入するときは、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害が起こらないように注意する。</p> <p>⑥あらかじめ、手で取り除ける物をすばやく取り除く。瓦礫や土砂はスコップを使って取り除く。</p> <p>⑦被災者が挟まれている場所の状況を確認し、作業の妨げとなる部分をのこぎりやパールを使って取り除く。梁や柱は切断箇所によっては崩れることがあるので十分注意する。</p> <p>⑧てこの原理を利用して、すき間を作り、痛みを和らげる。てこの支点として使用する物は、角材などの堅く安定性がある物を使用する。</p> <p>⑨持ち上げる高さは、救出に必要なスペースとし、空間が崩れないように空間に角材などを当てて補強する。</p> <p>⑩すき間があれば、てこの代わりに自動車用ジャッキを使って持ち上げる。てこに使う角材は、太さが10センチメートル以上で亀裂が入っていない柱などを使う。</p> <p>⑪被災者に声をかけながら行い、不用意に引きずり出したりせず慎重に行う。</p> <p>▶転倒や飛散ガラス等による負傷者の応急救護方法<br/>家具等の転倒、ガラスや落下物による傷や骨折、火災や薬品によるやけどなどにより負傷者がいる場合、応急手当をすることが必要です。</p> <p>▶人が倒れていたら（危険な場所以外）</p> <p>①倒れている場所が安全かどうか確認する。危険な場所ならば安全な場所に移動する。</p> <p>②容体の観察</p> <p>③気道確保</p> <p>④呼吸を調べる。</p> <p>⑤呼吸がなければ人工呼吸を開始する。</p> <p>⑥意識がないが十分な呼吸をしている場合には、嘔吐物による窒息を防ぐため、傷病者を回復体位にする。</p> <p>▶人が倒れていたら（危険な場所）</p> <p>①倒れている場所が安全かどうか確認する。危険な場所ならば安全な場所に移動する。</p> <p>②毛布と棒を利用した負傷者の搬送</p> <p>③椅子を使った負傷者の搬送</p> <p>④徒手による負傷者の搬送</p> <p>▶出血していたら（例）</p> <p>▶直接圧迫止血法</p> <p>①出血部分を清潔なガーゼや布で強く押さえる。</p> <p>②出血部位を押さえるガーゼや布は清潔で厚みがあり、出血部位を充分に覆うことができるものを使う。</p> <p>▶間接圧迫止血法動脈性の出血が激しく続いているときは、包帯やガーゼを準備する間に手で止血点を圧迫する。</p> <p>▶止血帯法止血帯法は、手足の動脈性出血に対して、やむを得ない場合に最後の手段として行う。</p> <p>①手や足の出血で、直接圧迫止血法では、止血が困難な場合に止血帯を用いて止血する。部位は、上腕部と大腿部に限られる。</p> <p>②止血帯としては、3センチメートル以上の幅のある三角巾・包帯・スカーフなどを使用する。</p> <p>③止血帯は、傷の上部（心臓に近い側）でしかも傷に近いところで締める。</p> <p>④止血帯による止血を30分以上続ける場合は、30分毎に緊縛を一旦緩め、血流を再開する。</p> | <p>⑦報告と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館の報告用フォーマット(記録票)に必要な事項を記入し、館内で共有する（日誌等）</li> <li>必要に応じて、外部関係者に報告する。</li> </ul> <p>※確認すべきポイント</p> <p>いつ（負傷や発症の推定時刻）</p> <p>どこで（発生場所）</p> <p>だれが（年齢もしくは年代、性別、氏名、住所、連絡先）</p> <p>どうした（意識の有無、呼吸の有無、負傷の程度、病状、事故現場等の状況）</p> <p>その他（救急要請の要否、家族への連絡の要否、持病・既往歴・かかりつけ医等）</p> <p>【★ふんぼうコメント：応急救護（応急手当）について、多くの館が具体的に記載していますが、掲載は省略しました。右のセル（H列）に参考となるサイトを掲載していますのでこちらを参照して下さい。】</p> <p>□ 救護室、AED</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館内に救護室を設置し、ベッド、毛布、救急薬品（常備薬）等を備え、定期的に室内の清掃・点検等を行う。館内にAEDを設置する。</li> </ul> <p>□ 応急救護所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護所は、原則、☆[場所]とする。ただし、傷病者の人数、受傷事故等の発生場所その他事故状況に応じて、☆[別の場所]等を応急救護所として使用するものとする。</li> </ul> <p>□ 救出の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怪我人の救出は、担架、車イス、抱き上げ、介添え等、怪我や現場の状況に応じて行う。</li> </ul> <p>□ 救出救護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防の組織が主体となって行う。</li> <li>・倒壊物の下敷きになっている者、閉じ込められた者等、要救助者を発見した者は、自衛消防隊活動本部に知らせるとともに、可能なときは、周囲の者と協力して救出活動を行う。</li> <li>・損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。</li> <li>・事業所に備えてある防災資機材のほか必要に応じて周辺の建築業者等と事前協定し、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。〔関連項目：シート4（事前対策）36行「地域、他館、専門的組織との連携」〕</li> <li>・損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。</li> <li>・要救助者の身の安全を確認する。</li> <li>・避難経路の安全を確保する。</li> <li>・損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。</li> <li>・救出は、人命の危険が切迫している者を優先する。</li> <li>・多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な者から救助を開始する。</li> <li>・救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取扱いに習熟した者が担当する。</li> <li>・救出した者の人数、救出時刻、場所、負傷程度等の状況を記録する。</li> </ul> <p>□ 応急救護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護班は応急救護所を設置し、担架、車イス、救急医薬品等を準備する。</li> <li>・応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。</li> <li>・応急救護班は、負傷者が発生した場合は、負傷者の発生現場へ急行し応急手当を行うとともに、応急救護所への搬送、通報連絡班に対する119番通報の要請その他必要な措置を行う。</li> <li>・消防機関への通報(119番通報)は、原則、自衛消防隊長の指示により行う。ただし、自衛消防隊長と連絡がとれないとき、または緊急を要するときは、自衛消防隊長の指示を待たずに通報し、自衛消防隊長に事後報告を行う。なお、地震の被害により、電話回線が使用不能となった場合は、通報連絡班が消防署に駆け付け、通報する。</li> <li>・救出した人には、救出した場所、時刻等を記入した傷病者カードを掲示し、救護活動を行う。</li> <li>・消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手段、搬送経路等について選定する。</li> </ul> |  |
| 42 | 通報連絡 | <p>基礎編p.25</p> <p>□ 氏名、負傷部位、負傷程度（軽症、要観察、要治療、救急搬送要請）</p> | <p>発生時の初期対応 p.14</p> <p>▶関係者・関係機関への連絡手段・手順を明確化する。p.14</p> <p>▶（通報の重複を避けるため）火災発生時や要救助者発生時の消防機関への通報を誰が行うか記載する。p.14</p> <p>指揮命令体系&gt;活動要領例等 p.110</p> <p>▶防災センターは、災害確認後、消防機関へ通報するとともに、自衛消防組織の統括管理者に報告し、放送設備により必要に応じ館内周知する。・発災後も定期的に被害状況を確認するなど、情報収集活動に従事する必要あり。・臨海地域では津波情報も考慮し、必要に応じ周知する</p>   |   |  |

|    |  |   |  |   |   |  |
|----|--|---|--|---|---|--|
| 43 |  | 消防機関への通報  |  |   | <p>□ 消防機関への通報<br/>必要と認められる場合には速やかに通報し、消防機関等の出動を要請する。</p> <p>□ 消防機関への情報提供・案内<br/>・救護にあたった職員等は、負傷者等の氏名、住所、連絡先、負傷の程度等救護上必要な事項を負傷者等名簿に記録し、到着する救急隊に引き継ぐ。その際、救急車等緊急車両を現場まで誘導する。<br/>・負傷者等の搬出先の医療機関の名称を確認し、必要があれば負傷者等の連絡先に連絡する。</p>  |  |
| 44 |  | 館内・所轄部署への連絡                                       |  |   |   |  |
| 45 |  | <p>避難施設・建物損壊への対応</p> <p>関連項目：シート4（地震 事前対策）60行</p> |  | <p>避難施設・建物損壊への対応 p.16</p> <p>▶ 避難施設の損壊を想定した代替経路の選定手順等について記載する。<br/>▶ 建物の損壊状況を点検し、応急措置、使用制限等について記載する。<br/>▶ 消防用設備等の点検を行い、異常の有無を確認し対処するよう記載する。<br/>(例1) スプリンクラー設備等の損壊を想定した火災時の対応方法の明確化等について記載する。<br/>(例2) 区画損壊等に対応した応急措置（関連区画への立入禁止措置等）について記載する。</p> <p>避難施設や消防設備等の損壊・機能停止への対応 p.104</p> <p>▶ 避難施設の損壊を想定した避難経路の確保<br/>→ 代替経路の選定、階段区画の火煙からの応急防護etc.<br/>▶ スプリンクラー設備の損壊を想定した初期対応の確保<br/>→ 自衛消防組織による人的な初期消火活動（消火器、屋内消火栓etc.）、防火区画や排煙設備による拡大防止etc.<br/>▶ 防火戸の損壊の応急措置、隣接防火戸による二次的な区画形成etc.</p> <p>避難施設・建物損壊への対応&gt;具体的な記述のポイント p.114</p> <p>▶ 避難施設の損壊を想定した代替経路の選定手順等について記載する。<br/>▶ SP設備損壊を想定した火災時の対応方法の明確化、被害の極小化、水損防止等について記載する。<br/>▶ 区画損壊等に対応した応急措置及び使用制限等（二次的な区画形成手段等）について記載する。<br/>▶ 消防用設備等の点検を行い、異常の有無を確認し対処するよう記載する。</p> <p>避難施設・建物損壊への対応&gt;記述内容の解説 pp.114-115</p> <p>▶ 避難施設の損壊を想定した避難経路の確保（代替経路の選定、階段区画の損壊時における火煙の流入防止）<br/>▶ 普段から、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御などの状況を確認し、特に廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認しておく。<br/>▶ 防火設備の避難扉に商品等が倒れて開放できなくなり、避難通路として使用できないことがあるため、周辺の物品等管理について定めておく。<br/>▶ 火災の時は非常口や階段が変形、損傷して使用不能となることがあるため、複数の避難経路を確保するとともに万一の際の安全防護班による避難経路の確保等について定めておく。<br/>▶ 火災が発生した場合には、消火活動に併せて区画の損傷状況を確認し、避難経路の安全性を確保する[注：この項目は地震・応急対応の項目]。<br/>▶ スプリンクラー設備の損壊を想定した初期対応の確保（自衛消防組織による人的な初期消火活動、防火区画や排煙設備による拡大防止等）<br/>下記のような場合、固定消火設備の機能の維持に対して影響を与えるため、代替的な活動要領について記載しておく。<br/>▶ 防火戸の損壊の応急措置、隣接防火戸による二次的な区画形成<br/>▶ 建物損傷・収容物転倒等により防火戸・シャッター等が自動閉鎖しなかった場合の安全防護班等による手動の区画形成について記述する。<br/>▶ 火災等が発生し、当該出火区画の閉鎖が建物損傷等により困難な場合の隣接防火戸による区画形成について記述する。<br/>▶ 防火戸の煙感知器等が損壊したことにより閉鎖しない場合の手動で閉鎖し区画形成する。</p> <p>避難施設・建物損壊への対応&gt;活動要領例等 p.114</p> <p>▶ 電気系統の被害による機能停止</p> <p>① 電力供給が停止した場合（電気配線の断線、受電設備の被害など）<br/>② 電力供給の停止の際に、非常用の自家発電設備が機能しない場合<br/>③ 水漏れにより、電気機器や配線に電気機器や配線に電気的事故が発生した場合<br/>④ 水漏れ等により、漏電のおそれ等があり、安全確保のために通電を停止した場合</p> <p>▶ 設備の被害による給水不能（機能停止）</p> <p>① 消火ポンプが損傷を受けた場合<br/>② 給水源からの配管が破断した場合</p> <p>▶ 設備の被害により、作動が遅れたり有効な散水が得られない場合<br/>▶ 水損等の被害拡大防止など管理上の要因による機能停止</p> | <p>□ 避難施設・建物損壊への対応</p> <p>・建造物、展示室、収蔵庫等には、安全が確保されるまで立入らない。<br/>・建造物等に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強や危険箇所からの防護等の応急対応に努めるとともに、危険箇所には立ち入り制限を行う。立ち入り制限区域を設ける場合は、これを☆に連絡する。<br/>・外門を一時的に封鎖する。<br/>・復旧作業を行う者に対する出火防止等の指導を徹底する。<br/>・復旧作業に伴い避難経路を変更する場合は、☆に連絡する。<br/>・復旧作業は計画を立て、安全を確保しながら実施する。</p> |  |

|    |  |   |  |   |  |
|----|--|---|--|---|--|
| 46 | インフラ等の機能不全への対応                           | <p>基礎編p.39</p> <p><input type="checkbox"/> 停電等の設備故障・事故</p> <p>・博物館の機能を維持している設備として、電気、ガス、水道、通信等があり、これらの設備が故障や事故に見舞われた場合には、来場者や展示作品、収蔵作品に大きな影響を及ぼします。さらに、火災等の二次災害が発生した場合には周辺施設を巻き込んだ事故に発展する危険性があります。</p> <p>・故障や事故の事例としては、落雷や周辺の変電設備等の故障による停電、付帯設備や配管の老朽化によるガス漏れ、水漏れ等があります。</p> <p>・故障や事故に対する適切な対応を行うためには、日頃から設備のメンテナンスを実施し、関連事業者との連絡を行い、故障・事故時の対応を検討しておく必要があります。</p> <p>・停電の場合には、エレベーター・エスカレーター、館内の内線電話、館内放送等の避難誘導に必要な設備が停止してしまいます。防災設備や避難誘導に必要な最低限の設備については自家発電設備を用意しておくことが望ましいでしょう。</p>   |  |   |  |
| 47 | <p>停電時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）100行</p> | <p>実践編p.56</p> <p><input type="checkbox"/> 停電への緊急対応</p> <p>バックアップ電源が作動していることを確認します。落雷による停電の場合、自館内なのか発電所なのか原因を突き止め、早急に復旧を目指します。</p> <p>【★再掲：停電に係る事前対策等】</p> <p>基礎編p.40</p> <p><input type="checkbox"/> 平常時にも巡回員、ガードマン等が設備異常の確認を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 日頃から設備故障に備え、設備の改修、交換を計画的に実施する。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の故障、事故発生時に必要となる連絡先を準備しておく。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の故障、事故に応じた入館者の避難、閉館等の基準を検討しておく。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の故障、事故に応じた資料の避難、応急措置について検討しておく</p> <p><input type="checkbox"/> 自家発電設備を整備し、起動時間、供給範囲等について情報共有を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 非常口やドアノブなどに蓄光テープをはる。</p> <p><input type="checkbox"/> 日頃から非常用コンセントや非常用電話の位置を把握し、緊急時に利用できるようにする。</p> | <p>【★再掲：停電に係る事前対策】</p> <p>▶停電：非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備etc. p.104</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞具体的な記述のポイント p.115 (p.16)</p> <p>▶停電への対応（非常電源の確保、携帯用照明器具等の確保、再通電に備えた対応）について記載する。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶電気：停電～非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備・平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、バッテリー等の確保について規定する。</p> <p>▶夜間の停電に備えて、懐中電灯などの携帯用非常用照明器具等を確保することが必要。</p> <p>▶電気配線等が破損していると、ブレーカーを入れた際、ショートやスパーク等により、火災になる恐れがあるため、二次災害防止策を定めておく。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞活動要領例等 p.115</p> <p>▶消防用設備等・防火設備等のために設けられている非常電源は、本来当該設備を停電時に必要な間、動かすことを目的として設置されているものであるため、地震時の活用については、別途設備の性能・容量等に応じ検討しておく必要がある。</p> | <p>【★再掲：停電に係る事前対策等】</p> <p><input type="checkbox"/> 非常電源の確保</p> <p>(1)平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、無停電電源装置、バッテリー等の確保を図るとともに定期点検を行う。また懐中電灯などの携帯用照明器具等を確保する。</p> <p>(2)手動操作が必要となる非常電源について、その操作手順を確認しておく。</p> <p>(3)停電発生時に備え、確実な通報体制を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 消防用設備その他の防災設備の代替措置</p> <p>消防用設備その他の防災設備の非常電源は、当該設備が、非常電源専用受電設備である場合には停電発生時に直ちに機能停止となり、自家発電設備又は蓄電池設備である場合においても、所定の時間を越えたときには機能停止となることを踏まえ、次のとおり各設備について代替措置を確認する。</p> <p>(1)屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等<br/>消火器及び簡易消火用具の位置及び使用方法を周知徹底するとともに、補助用高架水槽等からの落差を活用した放水が可能であるか確認する。</p> <p>(2)不活性ガス消火設備等<br/>手動による放出手順操作を再確認する。</p> <p>(3)自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備等<br/>巡視警戒態勢を確立しておくとともに、火災発見時の周知及び連絡体制について再確認する。</p> <p>(4)誘導灯<br/>自衛消防隊等による避難誘導体制について再確認する。</p> <p>(5)排煙設備、防火戸等<br/>手動操作すべき設備の位置及び操作手順を再確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の設備</p> <p>常用電源の停電によりただちに機能停止する館内の設備を確認する。常用電源の停電でも非常用電源等により一定の時間機能する設備及びその稼働時間を確認する。いずれの設備についても機能停止後の対応方法を確認しておく。下記の設備に係る確認事項をマニュアルに記載しておく。</p> <p>館内の設備：外線電話、内線電話、館内放送設備、エレベーター、エスカレーター、電気錠、自動ドア、給水設備（トイレの給水ポンプも含む）、トイレの照明、セキュリティシステム（監視カメラ及びモニターを含む）、コンピューター、空調設備等</p> |  |
| 48 | 停電の原因の究明、異常の確認、自家発電設備作動の確認               | <p>基礎編p.39</p> <p>停電等の設備故障・事故の発生</p> <p><input type="checkbox"/> 設備故障・事故の概要について、状況を把握する。</p> <p><input type="checkbox"/> 組織の責任者に発生を報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の管理者に発生を報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> (停電の場合) 自家発電を開始する（手動の場合）。</p> <p><input type="checkbox"/> (停電の場合) 自家発電でコンピュータが稼働している場合にはバックアップを取り、停止させる。</p> <p>関係機関への連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 電気の事業者に連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/> 電気の設備管理会社に連絡する。</p>  |  | <p><input type="checkbox"/> 原因が供給事業者にあるか（その場合近隣一帯が停電）、館の設備内にあるか調査する。供給事業者（電力会社）に問い合わせる。</p> <p><input type="checkbox"/> 復旧の見通しを確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 停電の長期化が予想される場合は予備燃料の確保に努め、自家発電設備の燃料の補給を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 電気錠、自動ドア等が機能を失うことにより閉じ込め等の異常が発生していないか確認し、必要な措置を講じる。</p>   |  |

|    |                                |  |  |  |  |
|----|--------------------------------|--|--|--|--|
| 49 | 館内アナウンス、呼びかけ（その場で待機ないし誘導）      | <p>基礎編p.39<br/> <input type="checkbox"/> 設備事故・故障状況をもとに館内関係者で協議</p> <p>&lt;設備事故・故障発生、避難開始等のアナウンス&gt;<br/> <input type="checkbox"/> 館内への避難誘導、チケット扱い等のアナウンス</p> |  | <p>【★注：停電復旧時の館内アナウンス例は記載を省略します。】</p> <p><input type="checkbox"/> 停電の原因を調査中（アナウンス例）<br/> 「ただいま館内は停電となっています。非常電源に切り替わり、非常灯が点灯しています。停電の原因を調査中ですので、しばらくそのままお待ちください。なお、エレベーター、エスカレーターは使用できません。」</p> <p><input type="checkbox"/> 停電の原因説明とエントランス等への誘導（アナウンス例）<br/> ・「停電の原因は☆で、復旧にはしばらく時間を要することが判明しました。スタッフの誘導に従い、足元にご注意のうえ、展示室から退出して下さるようお願いいたします。なお、エレベーター、エスカレーターは使用できません。」</p> <p>・非常灯の点灯では展示室内等は十分な明るさが確保できないため、スタッフは懐中電灯などの携帯用照明器具を持ち、来館者に展示室等から一旦退出していただくよう誘導する（エントランス等で待機してもらう）。</p> <p>・自動ドアは電気が供給されない間、開閉は手動で行う必要がある。各自動ドア付近には必ず係員が1名以上待機し、衝突事故防止に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> 臨時閉館の場合のアナウンス【★関連項目：シート4（事前対策）41行「臨時閉館（臨時休館）、避難の基準」】<br/> ・復旧の見込みが立たないため臨時閉館という趣旨のアナウンス</p> |  |
| 50 | 再通電への対応                        |  |  | <input type="checkbox"/> 再通電時の火災に注意<br>停電が復旧した時の再通電による火災等に注意する。停電時におけるブレーカー等の遮断を徹底する。  |  |
| 51 | エレベーター停止等への対応<br>関連項目：このシートの8行 |  | <p>エレベーター停止等への対応 p.15<br/> ▶エレベーターが停止した際の対応策について記載する。<br/> （例1）エレベーター会社との連絡体制、復旧対応について記載する。<br/> （例2）エレベーター会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。<br/> （例3）エレベーター停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。<br/> （例4）閉じ込めが発生した場合の救出方法について記載する。<br/> （例5）非常開錠キーの使用方法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。<br/> ▶エレベーター会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。</p> <p>閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護 p.104<br/> ▶エレベーター閉じ込めが発生した場合の救出方法<br/> →エレベーター会社との連絡体制、非常開錠キーによるエレベーター乗場の扉開放、正常な停止位置からのずれが小さい場合の救出手順etc.</p> <p>エレベーター停止等への対応&gt;具体的な記述のポイント p.114<br/> ▶全体フローは別図A参照[注：同ガイドラインpp.121-123]<br/> ▶EV会社との連絡体制、復帰対応について記載する。<br/> ▶EV会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。<br/> ▶EV停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。<br/> ▶閉じ込めが発生した場合の救出方法について記載する。<br/> ▶非常開錠キーの使用方法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。</p> <p>エレベーター停止等への対応&gt;記述内容の解説 p.114<br/> ▶エレベーターが停止した際の対応策について記載する。<br/> ▶EV会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。<br/> ▶エレベーター保守会社の技術員以外の人による救出作業が可能となる条件を記載する。<br/> ▶以下の条件を満たした場合、閉じ込め救出の具体的手順について教育訓練を受けた専任技術者が閉じ込め救出作業を行える場合がある。<br/> ①エレベーターシャフト内に立ち入らず、乗場扉開錠により救出可能な位置に停止した場合<br/> ②防災センター等に技術者が常駐している場合<br/> ③保守会社の十分な定期訓練を受けた専任技術者が、救出手順に基づき行うこと</p> <p>エレベーター停止等への対応&gt;活動要領例等 p.114<br/> ▶活動要領・エレベーターが停止した場合は、停止位置、閉じ込められた人の有無等を確認する。<br/> ▶エレベーターの管理会社に連絡する。エレベーター管理会社は、閉じ込められた人がいるところを優先した活動を行う。<br/> ▶エレベーター内部にインターホンで連絡し、エレベーター会社に連絡した旨などを説明し、落ち着かせる。<br/> ▶エレベーター管理会社又は消防機関が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報提供を行い、現場へ誘導を行う。<br/> ▶エレベーター停止・閉じ込めは比較的低い震度でも同時に発生する可能性があることに留意が必要である。</p> | <input type="checkbox"/> エレベーターに閉じ込められている人がいないか確認する。   | <p>エレベーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」<br/> <a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html</a></p> <p>エスカレーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」<br/> <a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html</a></p> |

|    |  |   |   |   |   |
|----|--|---|---|---|---|
| 52 | <p>ガス供給停止時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）101行</p>             |   | <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶ガス：供給停止・地震後、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか点検してから行います。</p> <p>▶ガス等の漏洩があると、換気扇等のスイッチを入れることにより火花が発生し火災になる恐れがあります。</p> <p>【★再掲：ガス供給停止に係る事前対策】</p> <p>▶活動長期化対策としてプロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ等の確保を考慮する。</p>  | <p>□ ガス供給停止時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。</li> <li>・地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。</li> <li>・ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。</li> </ul> <p>【★再掲：ガス供給停止に係る事前対策】</p> <p>□ プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ、炭等の確保を図る。</p>                                     |   |
| 53 | <p>断水時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）102行</p>                 |   | <p>【★再掲：断水に係る事前対策等】</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞具体的な記述のポイント</p> <p>▶断水（消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等）への対応について記載する。p.115（p.16）</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶上下水道：断水～消火用水の容量確保、漏水時の速やかな閉止</p> <p>▶火災が発生した場合の消火用水の確保について記述する。</p> <p>▶漏水による被害防止対策について記述する。</p> <p>▶活動長期化対策としての生活用水の確保・トイレ対策について記述する。</p>   | <p>□ 断水への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水弁を操作し、消火用水を確保する。</li> <li>・飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。</li> <li>・災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保をおこなう。</li> </ul> <p>【★再掲：断水に係る事前対策】</p> <p>□ 建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。</p>  |   |
| 54 | <p>通信障害発生時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）103行</p>             | <p>基礎編p.25</p> <p>□ 通信輻輳の確認</p>   | <p>【★再掲：通信障害に係る事前対策】</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞具体的な記述のポイント</p> <p>▶通信障害への対応（緊急連絡方法の複数化、無線手段の確保等）について記載する。p.115（p.16）</p> <p>▶通信障害：消防機関等への通報手段の複線化etc. p.104</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶通信障害：消防機関等への通報手段の複線化</p> <p>▶固定電話や携帯電話は通話需要が増えると通話規制が行われ、つながりにくくなることがあるため、通信回線の複線化、無線等の活用について記述する。</p> <p>▶災害伝言ダイヤルの活用について記述する。</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞活動要領例等 p.115</p> <p>▶トランシーバー等を活用する場合、周囲の状況によっては輻輳のおそれについても考慮が必要である。</p> | <p>□ 通信障害発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線が混雑した場合には災害時優先電話（発信のみ優先扱い）を使用する。</li> <li>・防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。</li> <li>・電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、スタッフの安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。</li> </ul> <p>【★再掲：通信障害に係る事前対策】</p> <p>□ 電話回線の複線化及び無線機、拡声器、トランシーバー等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。</p> | <p>災害時優先通信（総務省）</p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/yusen.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/yusen.html</a></p>  |
| 55 | <p>交通障害への対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）104行</p>               |   | <p>【★再掲：交通障害に係る事前対策】</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞具体的な記述のポイント p.115</p> <p>▶交通障害への対応（一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等）について記載する。</p> <p>▶交通障害：自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保 p.115</p> <p>インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説 p.115</p> <p>▶交通障害：自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保</p> <p>▶防火対象物が道路等の状況により孤立する可能性、危険場所等について検討する。</p> <p>▶平常時の移動ルートが確保できない場合の代替的な移動ルート、ヘリコプター等の着地場所の確保等について記述する。</p>  | <p>□ 交通障害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。</li> <li>・道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。</li> <li>・交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。</li> </ul> <p>【★関連項目：このシートの70行】</p>  |   |
| 56 | <p>情報システム被害発生時の対応</p>                                    |   |   |   |   |
| 57 | <p>臨時閉館（臨時休館）、避難の判断等【対策本部】</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）41行</p> | <p>【★再掲：風水害に係る応急対応】</p> <p>実践編p.55【風水害】</p> <p>□ 必要に応じて、迅速に閉館を判断します</p> <p>あらかじめ決められた判断基準をもとに、施設利用者とも協議の上、閉館の中止を決定します。</p> <p>来館者の安全確保を最優先に考えます。またこれから来館する予定だった一般客やボランティア、職員へも連絡を行います。閉館を判断した場合は広報を行います。</p>  |   |   |   |
| 58 | <p>臨時閉館（臨時休館）、在館者帰宅可否、避難誘導、滞留者受入の判断</p>                  | <p>基礎編p.5, p.26 実践編p.22の表6, p.74（ひな形9 閉館および退避の基準）</p> <p>□ 被害概況をもとに館内関係者で協議</p> <p>□ 避難や閉館の決定</p> <p>実践編p.22</p> <p>災害発生時には判断に迷っているうちに時間が経過し、結果的に大惨事に巻き込まれる可能性があります。そのため、あらかじめ閉館する判断基準および閉館中に退避する判断基準とその判断者を定めます。閉館する場合はその周知を行う必要があります。</p> <p>□ 閉館及び退避の基準（例）</p> |   | <p>【★関連項目：臨時閉館（臨時休館）、避難の基準に係る記載例 シート4（事前対策）41行】</p>   | <p>特別警報、警報、注意報、気象情報（気象庁）</p> <p><a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/keihou.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/keihou.html</a></p> <p>気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁）</p> <p><a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html</a></p> <p>津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準（気象庁）</p> <p><a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html</a></p> |

|    |   |  |   |   |  |
|----|---|--|---|---|--|
| 59 | <p>臨時閉館（臨時休館）、避難等の館内アナウンス</p>                         | <p>基礎編p.20<br/> <input type="checkbox"/> 地震発生後、再開の場合の館内アナウンス例<br/> 点検、確認ができました。引き続きご覧ください。<br/> <input type="checkbox"/> 地震発生後、閉館の場合の館内アナウンス例<br/> 安全の確保ができませんので、本日の観覧は終了とさせていただきます。<br/> <input type="checkbox"/> 地震発生後、火災発生や避難を要する場合の館内アナウンス例<br/> お客様にお知らせします。○階の○○で火災が発生しました。職員の指示に従い、○○側の階段を使って○○まで避難してください。エレベーターは使用しないで下さい。</p> <p>基礎編p.26<br/> <input type="checkbox"/> 避難誘導、閉館のアナウンス</p>  |   | <p>観覧継続または中止のときの文例（館内アナウンスまたは呼びかけ）<br/> <input type="checkbox"/> 観覧継続可能<br/> ・地震情報をお知らせいたします。<br/> ・ただ今の地震の震度は（ ）ですが、観覧に支障はありません。<br/> ・お客様は、引き続きご覧ください。<br/> <input type="checkbox"/> 一時中断の場合（点検）<br/> ・地震情報をお知らせいたします。<br/> ・ただ今の地震の震度は（ ）です。<br/> ・現在、館内の点検を行っていますので、しばらくお待ちください。<br/> <input type="checkbox"/> 一時中断の場合（再開）<br/> ・お待たせいたしました、お客様にお知らせいたします。<br/> ・先ほど地震がありました。観覧に支障はありません。<br/> ・〇〇時から観覧を再開します。観覧をご希望されるお客様は、どうぞご覧ください。</p> <p>観覧を中止して、招待券の配布を行うときの文例<br/> 「館内の皆様へお知らせします。先ほど発生しました地震の影響により、本日は、閉館継続が困難となりました。つきましては、誠に申し訳ございませんが、〇〇時をもって閉館とさせていただきます。なお、再度、観覧を希望される方につきましては、招待券の準備ができ次第、受付にて配付させていただきますので、もう少しお待ち下さい。」</p>  |  |
| 60 | <p>チケットの取扱いに関するアナウンスと対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）45行</p> | <p>基礎編p.26<br/> <input type="checkbox"/> チケット扱いのアナウンス</p> <p>実践編p.22<br/> 開館中に災害が発生した場合、チケットの払い戻しについても検討する必要があります。一律チケットの払い戻しを行う、要請のあった来館者だけ払い戻しを行う、優待券を記る等対応をあらかじめ検討しておきましょう。</p>   |   | <p><input type="checkbox"/> 状況により売札を停止する。<br/> 【★注：臨時閉館に伴うチケットの払い戻しは行わないという方針をもっている館もあります。】</p>   |  |
| 61 | <p>最低遂行人員の確保（それ以外のスタッフ帰宅可否の判断）</p>                    |  |   |   |  |
| 62 | <p>所轄部署への連絡</p>                                       |  |   |   |  |
| 63 | <p>避難誘導</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）44行</p>                 | <p>基礎編p.26<br/> &lt; 避難誘導の実施 &gt;<br/> <input type="checkbox"/> 職員配置<br/> <input type="checkbox"/> 避難口、避難経路、誘導先の確認<br/> <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施<br/> <input type="checkbox"/> 災害時要援護者への目配り<br/> <input type="checkbox"/> 避難完了の確認</p> <p>【★再掲：地震発生後の避難誘導に係る事前対策】<br/> 歴史博物館・美術館／地震／実践編p.40<br/> ・ある一定の資料に多くの人が固まるケースも考えられ、パニックや混乱を防ぎながら安全に誘導する体制と、そのための避難経路等の確保が重要です。</p> <p>植物園／実践編p.41<br/> 植物が生い茂ったり、駐車車両などで非常口の表示が隠れてしまわないよう、管理しましょう。</p> <p>地震・津波・土砂災害／実践編p.43<br/> 津波や土砂災害のおそれがある場合、速やかに来館者等を安全な場所へ避難させます。地震発生時に津波や土砂災害で施設が被害を受けるおそれがあるかどうかを予め確認し、安全な避難場所を決めておきましょう。</p> | <p>避難誘導 p.16<br/> ▶防火対象物内の危険箇所をあらかじめ周知させ、具体的な避難方法を記載する。</p> <p>万一に備えた円滑な全館避難 p.104<br/> ▶被害の程度等に応じた避難上の活動区分の設定<br/> →建物全体に危険が及ぶおそれ一全館一斉避難<br/> 建物の一部が損壊、出火等→危険箇所から逐次避難etc.<br/> ▶全館一斉避難を行う場合の誘導方法<br/> →避難の順序、経路の分散、災害時要援護者への配慮etc.</p> <p>避難誘導 &gt; 具体的な記述のポイント p.110 (p.13)<br/> ▶避難誘導の活動要領を具体的に記載する。<br/> ▶当該該建物の特徴に応じた避難コンセプトを明確に記載する（水平避難の可否、全館避難・部分避難の選択、避難方向の選択）。<br/> ▶災害時要援護者への対応について具体化する。<br/> ▶E Vの使用制限及びその管理方法等について記載する。</p> <p>避難誘導 p.13<br/> ▶高層の建物の場合、避難階到着まで長時間を要する場合の避難対策について、防火区画等を活用した水平方向への避難、避難途中階の一時避難場所を活用した避難について検討し具体化する。</p> <p>避難誘導 &gt; 記述内容の解説p.110<br/> ▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。<br/> ▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</p> <p>避難誘導 &gt; 活動要領例等 p.110<br/> ▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）</p> <p>避難誘導 p.16<br/> ▶防火対象物内の危険箇所をあらかじめ周知させ、具体的な避難方法を記載する。</p> <p>万一に備えた円滑な全館避難 p.104<br/> ▶被害の程度等に応じた避難上の活動区分の設定<br/> →建物全体に危険が及ぶおそれ一全館一斉避難<br/> 建物の一部が損壊、出火等→危険箇所から逐次避難etc.<br/> ▶全館一斉避難を行う場合の誘導方法<br/> →避難の順序、経路の分散、災害時要援護者への配慮etc.</p> | <p><input type="checkbox"/> 入館者の避難誘導について<br/> ①避難場所及び避難誘導経路は、別紙のとおりとする。<br/> ②入館者の避難誘導<br/> ア.（統括管理者、災害対策本部、指揮者等）の指示があるまで、入館者を安全な場所で待機させる。【★注1】 公共交通機関の運行が停止し、復旧の見通しが立たない場合には、館内の建物、館周辺の被災状況を確認の上、入館者が一定期間待機できる場所を提供する。なお、障害者、高齢者、子供を優先し待機させるものとする。<br/> 【★注1： 避難に関する場所を、①館内の待機場所、②館敷地内の公園、前庭等（避難場所）、③地方公共団体が指定している広域避難場所と3段階に区分している例もあります。】<br/> イ. 屋外への避難が必要と判断された場合、館内テレビモニターの情報、館内の被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。<br/> 誘導員は無線連絡・館内放送をもとに避難経路を判断し、入館者を安全な出口へ誘導する。避難誘導は、原則、避難経路図で指定する経路により行うが、照明器具の落下、展示物等の転倒に注意し、柱の回り、壁ぎわ等の安全な場所を利用するなど、周辺の被害状況を考慮し、順路を選定する。【★注2】<br/> 【★注2： 避難経路等について、誘導員の現場での状況判断も加えるという記載例が複数あります。】<br/> 避難経路上の落下物やその他避難誘導上支障となるものがある場合は、速やかに除去する。誘導員は、避難経路上の展示室・事務所の出口、通路の曲がり角、階段の入り口で誘導を行う。（誘導例）<br/> 室内誘導員「こちらから外に避難してください。」<br/> 屋外誘導員「こちらへ避難してください。」<br/> ウ. 被害状況に応じて館内を巡回し、怪我や急病等により取り残されたものがないかを確認し、呼びかけ等を行いつつ、安全な場所まで誘導を行う。<br/> ② スタッフの避難<br/> ア. 無線連絡、館内放送をもとに経路を判断し安全な出口から避難する。<br/> イ. 怪我や急病等により取り残される職員、館内放送が聞こえない場所にいる職員がいなかを確認し、呼びかけを行うなどして、速やかに避難する。防災用具の搬出担当者ではできる限りセットの持ち出しを行う。<br/> ウ. 避難経路上、展示室内を通行する必要がある場合は、入館者の避難を妨げることをないよう留意し、入館者が避難経路を誤ることのないよう、周囲の入館者とともに避難を行う。<br/> エ. 避難後は人数確認を行い、取り残されたものがないか改めて確認する。職員が取り残された可能性がある場合は、☆に報告し、避難後は決して単独での救助活動を行わない。<br/> オ. 避難後、公共交通機関の運行が停止し、復旧の見通しが立たない場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、むやみに移動を開始しない。施設の安全を確認の上、留まるものとする。</p> | <p>津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書（平成25年3月、消防庁国民保護・防災部防災課）<br/> <a href="https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf">https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento106_01_p00.pdf</a></p> |

地震に特有の内容>避難誘導>具体的な記述のポイント p.116 (p.16)

- ▶避難誘導の活動要領を具体的に記載する。
- ▶当該建物の特徴に応じた避難コンセプトを明確に記載する（収容人員と避難キャパシティを勘案した効果的な避難方法、全館一斉避難の可否、一時的避難拠点等の位置づけ。全体フローは別図B参照【★注：同ガイドラインp.124】）。
- ▶災害時要援護者への対応について具体化する。
- ▶帰宅困難者の対応策を記載する。

地震に特有の内容>避難誘導>記述内容の解説 p.116 (p.16)

- ▶建物の耐震性、周辺地域の危険性、収容人員の人数、移動障害の有無、帰宅困難者の数等を踏まえて、地震規模ごとに避難するか在館するか判断基準を定める。
  - ▶避難又は在館時の避難先又は一次待避場所の場所、誘導方法、誘導を開始する時期、誘導を実施する者を定める。
  - ▶多数の在館者が収容される防火対象物においては、在館者によるパニックを防止するための的確な指示が必要となるため、あらかじめ様々な想定による放送文例を作成しておく。また、従業員による指示も必要となるため、熟知させておく。
  - ▶情報不足による在館者の不安を取り除くため、情報伝達系統を確立しておく。
  - ▶防火区画・防災設備等の機能障害や避難経路の閉塞を想定し、避難経路は2以上の経路を確保する。また、収容物や非構造部材の損傷により避難経路が閉塞されることのない、安全避難経路を1以上確保する。
  - ▶避難経路上において火災発生危険の高い場所を避けて避難経路を設定する。また、同時多発火災に備えた避難経路を設定する。
  - ▶館内の避難経路や消防防災設備についての設置位置や操作方法について習熟し、臨機応変に対応できるよう備えておく。
  - ▶誘導時に逃げ遅れの有無をどのように確認するかを記載する。
  - ▶避難誘導路の事前の確保（確認）方法を記載する。
- (例) 障害物の除去、照明の確保
- ▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。
  - ▶自力避難困難者の避難行動支援計画及び当該在館者について事前に情報提供を行うことについて記載する。

地震に特有の内容>避難誘導>記述内容の解説 p.117

- ▶以下の避難方法を建物の被害等の状況により使い分けることについて記載する。
- ①階（区画）避難：危険階（区画）から他の安全な階（区画）へ避難すること。
- ②全館逐次避難：在館者全員の避難を意味するが、危険階を優先とする時間差に配慮した避難を言う。
- ③全館一斉避難：危険が建物全体に及ぶ場合、在館者全員が同時に避難すること。
- ※建物の被害等の状況を適切に確認し、避難の必要性、切迫性を適切に判断できるようになるためには、一定の知識レベルと事前の十分な計画が必要であり、平時からの教育訓練が必要となる。
- ▶一時待避場所（安全区画）を指定し記載する。

地震に特有の内容>避難誘導>活動要領例等 p.116

- ▶避難に関する指示、命令の伝達は、非常放送を使用して行う。また、各地区隊においては携帯用拡声器等を活用する。命令伝達時の留意点は次のとおり。
- ①館内放送は、簡潔でわかりやすい内容とし、同じことを2度くり返す。
- ②早口を避け、落ち着いた命令口調で放送する。
- ③「こちらは防災センターです」「こちらは自衛消防組織の統括管理者です」等の一言を付して情報の発信者を明確にし、信頼性を高めます。
- ④避難の指示、命令の内容には、「エレベーターを使用しないこと」を付け加える。
- ⑤在館者への、安心情報等の提供を逐次行うことを伝え、パニック防止に努める。
- ▶誘導員は、通路角、階段口等に配置する。避難路に誘導員を配置しないことによる混乱を生じないように注意する。
  - ▶エレベーター前にも利用を制止する誘導員を配置します。
  - ▶火災が発生した場合は、出火階と直上階の在館者の避難を最優先とし、一時的に火点下層階に避難させた後、最終的に地上階（避難階）に避難させる。
  - ▶避難階段など安全で、多数の者が避難可能な施設を使用する。避難者が多数いる場合は、人数を分散するか、時間をずらすなど、混乱防止を図る。
  - ▶避難経路の階段出入口扉等を開放する。（ただし、火災発生の場合は、避難完了が確認できた段階で閉鎖する。）
  - ▶一度避難した者は、再び戻させない。
  - ▶誘導員が退避する時は、逃げ遅れ等の有無を確認する。
  - ▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）

地震に特有の内容>避難誘導>活動要領例等 p.117

- ▶避難方法の選択手法（例）
- 下記①から⑦の事象が単独あるいは複合して発生し危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるときは、全館一斉避難を検討する。一方、比較的時間の余裕がある場合は、先ず危険の高い部分からの避難を優先させ、をそれ以外の部分からの避難を順番に誘導する全館逐次避難とする。さらに、⑧、⑨のような当該建物周辺の被災状況により全館逐次避難の必要性が想定される。
- ①当該建物が倒壊する危険性が高いとき。
- ②建物全体に危険が及ぶような強い地震発生が予想されるとき（警戒宣言が発せられた場合も含む）。
- ③当該建物で複数階同時出火したとき、または複数階への延焼危険性が高いとき。
- ④当該建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生危険性が高いとき。または、出火・延焼の危険性が高いとき。

③ 避難・誘導する際の留意点

- ・スタッフは、停電の際は懐中電灯を携行する。落下物の可能性がある場合はヘルメットを着用する。
- ・事務所等の扉、避難階段の扉、屋外への出口の扉を開放する（避難経路の確保）。
- ・避難誘導にあたっては拡声器（メガホン）等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。
- ・慌てて戸外に飛び出さず、揺れが収まるのを待って、行動を開始する。
- ・展示ケースや展示物、自動販売機などは、倒れる危険があるので近寄らない。
- ・エレベーター・エスカレーターは絶対に使用しない。
- ・入館者のパニック防止に努める。
- ・スロープ、階段を使用するときは、転倒などによる2次災害が考えられるので、「押しつたりしないで、落ち着いて避難してください。」など呼びかけて誘導する。
- ・負傷者など階段での避難が困難な来館者がいる場合は、担架や車椅子など避難に必要な用具を準備する。
- ・外に避難するときは瓦やガラス、外壁タイルなどの落下物に注意し、落ちついて行動する。
- ・避難は徒歩を原則とし、車両等は使用禁止とする。
- ・スタッフが避難する際には、プレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・スタッフが退避するときは、館内各室やトイレ等に人が残っていないか、逃げ遅れを確認する。
- ・避難場所では人数確認やヒアリングを行い、逃げ遅れた人がいないか確認する。

□ 大津波警報等が発表された場合の避難場所

- ・地震により大津波警報等が発表された場合の避難場所は☆（高い階）とする。広域避難場所は、☆である。

【★注：地震を想定して、避難経路図に「ガラス天井に注意、天井のガラスや吊り照明は危険」、「基本は☆の非常階段へ誘導」と大きな字で書き込み、理解しやすくしている記載例があります。またこの記載例では、ガラスや吊り照明の危険性をあらかじめ伝え、災害時の避難誘導における臨機応変な判断をしやすくしています。】

|    |   |  |   |                      |  |
|----|---|--|---|----------------------|--|
|    |   |  | <p>⑤建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いとき。<br/> ⑥建物内の防災設備系統が作動しなくなったとき。<br/> ⑦出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及するおそれのあるとき。<br/> ⑧都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。<br/> ⑨周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれが高いとき</p> <p>地震に特有の内容＞避難誘導＞活動要領例等 p.117<br/> 避難誘導を行う際は、拡声器、メガホン等を有効に活用し、避難者が混乱しないように指示する。</p> <p>▶事前に責任者、避難誘導員は避難経路や広域避難場所を確認する。<br/> ▶職場から広域避難場所までの経路を2以上定めておく。<br/> ▶避難誘導班員は、避難時に次の注意事項を厳守させる。</p> <p>①デマに惑わされない。<br/> ②塀ぎわ、崖下をさける。<br/> ③避難は徒歩とし、自動車等は使わない。<br/> ④携行品はあらかじめ定められた非常持ち出し品のみとする。<br/> ⑤切断された電線や落下物に注意する。</p> <p>▶一時避難場所の基本的条件<br/> ①広場の位置や規模が避難を要する人員に対して必要かつ十分であること。<br/> ②避難場所周辺の火災延焼性状からみて安全性が確保されていること。<br/> ③周辺市街地火災の際、熱気流、輻射熱、飛火等の危険性がないこと。<br/> ④避難場所内に災害発生要因、拡大要因がないこと。<br/> ⑤飲料水、食料等の応急的対応が可能であること。</p> <p>訓練の内容・方法＞活動要領例等 pp.119-120<br/> ▶避難訓練の実施要領</p> <p>①想定<br/> →地震の規模、建物の損壊状況、出火場所、周辺の被災状況等の災害想定を実施する。<br/> →けが人、避難を要する者の数を決める。</p> <p>②避難の指示<br/> →災害想定に応じて、全館一斉、全館逐次、もしくは部分避難の避難方法を選択する。<br/> →放送設備、非常ベル、自動火災報知設備等で避難方法の指示を伝える。<br/> →被害状況の情報にあわせて、放送設備、インターホン等を活用し、災害の内容と避難経路、使用する階段を指示する。</p> <p>③誘導員の配置<br/> →次の場所に誘導員の配置を行う。<br/> ・階段入り口付近<br/> ・通路角<br/> ・エレベーター付近<br/> ・エスカレーター付近<br/> ・避難場所（避難口）<br/> →メガホン、携帯用拡声器、旗等を活用する。</p> <p>④非常口の開放、避難路の確保<br/> →開錠の操作を行い、非常口を開放する。<br/> →エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。<br/> →必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作を行う。<br/> →防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作をする。<br/> →避難障害物の除去等避難路の確保を行う。</p> <p>⑤避難誘導<br/> →避難を誘導する。<br/> →メガホン、携帯用拡声器、旗、懐中電灯等を活用し、先導する。<br/> →介助を要する者の搬送を行う。</p> <p>⑥避難の確認<br/> →逃げ遅れ者の有無、避難した者の状態確認を行う。<br/> →けが人の受傷程度、人数の状況を確認する。<br/> →必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。<br/> →状況を自衛消防組織の本部隊に連絡する。</p> |                      |  |
| 64 | 誘導先（一時避難場所）の安全確認                        | 【★関連項目：このシート 63行】  | 【★関連項目：このシート 63行】   | 【★関連項目：このシート 63行】    |  |
| 65 | 避難口の開放                                  | 【★関連項目：このシート 2行、9行】  | 【★関連項目：このシート 2行、63行】  | 【★関連項目：このシート 9行、63行】 |  |
| 66 | 避難経路の確保                                 | 【★関連項目：このシート 63行】  | 【★関連項目：このシート 2行、9行、63行】   | 【★関連項目：このシート 9行、63行】 |  |
| 67 | 一時避難場所への避難誘導                            | <p>実践編p.43<br/> □津波や土砂災害のおそれがある場合、速やかに来館者等を安全な場所へ避難させます。</p> <p>実践編p.43<br/> □必要に応じて来館者を屋外へ誘導します。<br/> 地震が発生すると、来館者は一般に屋外へ出ようとする傾向があります。必要に応じて、来館者を屋外へ避難誘導します。</p> | 【★関連項目：このシート63行】  | 【★関連項目：このシート 9行、63行】 |  |
| 68 | 部屋閉じ込め・エレベーター閉じ込め・逃げ遅れの確認と対応、避難完了の確認・報告 | 【★関連項目：このシート 63行】  | 【★関連項目：このシート51行、63行】  | 【★関連項目：このシート 63行】    |  |

|    |  |   |  |  |   |
|----|--|---|--|--|---|
| 69 | <p>帰宅困難者対応、地域被災住民対応、災害時要援護者（要配慮者）対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）47行</p>    | <p>実践編p.43<br/> <input type="checkbox"/> 帰宅できない来館者へ逐次情報提供します。<br/>         来館者等は電話が混み合っかかりにくくなり、情報が入手できないために不安になります。また、交通手段が麻痺して、来館者の中に帰宅できない多数の滞留者が発生する可能性があります。来館者が落ち着いて行動できるよう、逐次情報提供に努めます。</p> <p>実践編p.60, p.61<br/> <input type="checkbox"/> 地域被災住民や帰宅困難者の受入</p>   | <p>火災に特有の内容&gt;具体的な記述のポイント p.110<br/>         ▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。<br/>         ▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</p> <p>地震に特有の内容&gt;具体的な記述のポイント p.117 (p.16)<br/>         ▶自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介護要員を指定し記載する。</p> <p>活動要領例等 p.110<br/>         ▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）</p> <p>地震に特有の内容&gt;記述内容の解説 p.117<br/>         ▶帰宅困難者の対応策を記載する。<br/>         ①道路状況及び交通機関の運行状況を把握し、従業員及び在館者等に周知する方法を立てておく。<br/>         ②交通機関の混乱状況等を考慮した時差帰宅計画（今後の体制も考慮しながら）を作成する。<br/>         ③事業所の帰宅困難な者のための生活必需品等を準備する。<br/>         ④従業員の安否確認の方法及び連絡手段を検討する。<br/>         ▶従業員と家族との安否確認手段を検討する。<br/>         ▶在館者等への安全対策や混乱防止等の対応方策について検討する。</p>  | <p>【★注：風水害と地震に係る帰宅困難者等への対応を一緒に掲載します。】<br/> <input type="checkbox"/> 開館時間中に暴風警報等が発令された場合の帰宅困難者受入<br/>         ・開館時間中に暴風警報等が発令されて臨時閉館の措置を講ずる際、来館者には、館内又は館外の危険度が高まっていること、公共交通機関の運行状況や道路の交通状況を十分に説明した上で、無理な追い出しをしないよう留意し退館を促す。他方、災害時において来館者を退館させることが危険であると判断される場合は、来館者の安全を確保するため、天候や公共交通機関等の状況が改善するまで、館内のスペースを滞留場所として提供する。<br/>         ・一時滞在スペースは、原則、[スペース名]とする。状況に応じてその他のスペースの開放も検討する。お年寄り、体の不自由な方、妊娠中の方、乳幼児連れの方が待機される場合等は、状況に応じて☆も開放する。<br/>         ・展示室内は安全確保の観点から開放しない（閉鎖する）。許可以外の場所に入らないよう要請する。【★関連項目：このシートの74行「セキュリティの確保」】<br/>         ・[地方公共団体]との協定に基づき、☆からの要請により一時滞在施設として、博物館利用者ではない帰宅困難者も受け入れるが、☆からの要請がない場合であっても館長の判断で受け入れることもある。一時滞在中の場所は、入館者の帰宅困難者と同じスペースを提供する。<br/>         ・雨が小降りになる、雷雲が通過する等により、天候が安定したと思われる場合等、その旨を来館者に周知する（来館者に緩やかに退館を促す）。<br/>         ・帰宅困難者の一時滞在及び帰宅支援の対応に当たるスタッフの配置：開館時・閉館時、平日・土日祝等</p> | <p>大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン（内閣府）<br/> <a href="https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guideline.pdf">https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_guideline.pdf</a></p> <p>災害時要援護者対策（内閣府防災情報のサイト）<br/> <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html</a></p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（総務省消防庁）<br/> <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</a></p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（総務省消防庁）<br/> <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</a></p> <p>災害種別毎の「指定緊急避難場所」（地理院地図）<br/> <a href="https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html">https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html</a></p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所の確保（内閣府防災情報のページ）<br/> <a href="https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h30/honbun/1b_1s_02_10.html">https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h30/honbun/1b_1s_02_10.html</a></p> |
| 70 | <p>災害情報・食料等備蓄品・滞留場所の提供</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）48行</p>                 |   |  | <p><input type="checkbox"/> 利用可能な設備、提供可能な備蓄品等<br/>         ・トイレ、冷暖房設備、水道、救急箱、自動販売機、電気コンセント(携帯充電用)、毛布、懐中電灯、ランタン<br/>         ・緊急時用消耗品（保管場所は、☆）：携帯トイレ、水、ごはん、ドライカレー、缶詰等<br/>         ・TVを☆の端子に接続して情報提供、ネット情報の提供</p>   |   |
| 71 | <p>博物館資料に被害が発生するおそれがある時、ないし被害が発生した時の対応</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）50行</p> |   |  |  |   |
| 72 | <p>展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告</p>                                      | <p>基礎編p.21<br/>         来館者対応が終わったら、館内の貴重な資料や動植物の被災状況を確認するとともに、…関係機関への報告等を実施することになります。</p> <p>基礎編 p.26<br/> <input type="checkbox"/> 資料の被害詳細調査の実施。業者等も交えた目視点検</p> <p>実践編p.43<br/> <input type="checkbox"/> 被害記録を克明にとります<br/>         来館者や職員等の安全確保が最優先ですが、できるだけ被害記録や応急対応の記録をつけておきます。場合によっては保険の対象となるケースも考えられますし、国や都道府県など関係機関への報告材料としても重要です。博物館の災害事例はもともと資料が少ないため、後世に教訓を残す貴重な資料となります。現在の博物館の災害対策も、過去の被災経緯の上に成り立っています。<br/>         【★関連項目：施設・設備・敷地等の被害記録 このシートの26行以下】</p> <p>動物園／実践編pp.44-45<br/> <input type="checkbox"/> 脱走した動物がいないか確認し、人や周辺地域の安全を確認します。</p> | <p>地震の揺れが収まり、来館者及びスタッフの安全が確保されたのち、担当者は以下の対応を行う。<br/>         展示室・収蔵庫・一時保管庫・屋外展示等の被害状況を点検・確認し、被災場所及び被災資料の写真撮影、被災資料のリスト作成等の記録を行う。<br/>         上司等に報告をする。<br/>         【★注：展示室内の概況報告を受付・監視職員にも指示している館があります。】<br/>         【★関連項目：勤務時間外の被災状況の確認を行う体制 シート4（事前対策）31行「勤務時間外の緊急参集基準」】</p> <p><input type="checkbox"/> 展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告<br/>         ・通電しているかどうかを確認する。<br/>         ・停電で空調が止まっている場合は、展示室、収蔵庫の閉鎖は最小にする。<br/>         ・展示室、収蔵庫で博物館資料等の点検を開始する。ただし、被害が甚大で館内での作業に危険が伴うおそれがある場合は、入室等について上司の指示を待つ。<br/>         ・最低2人1組で行動する。<br/>         ・持ち物：ヘルメット、マスク、懐中電灯、白手および軍手、カメラ、筆記用具<br/>         ・博物館資料に損傷があった場合、点検シート等に状態をメモし、写真を撮影する。<br/>         ・基本的に博物館資料は現状維持とし、動かさない。ただし以下の場合は、写真撮影後すぐに対応する。①漏水等による水損、②ガラスの破損等により、後の対応に支障が出ることが予想される場合、③展示室、あるいは収蔵庫で吊られた博物館資料が宙づりになっている場合<br/>         ・それぞれの点検結果を事務室等に持ち帰り、上司に情報を集約する。</p> <p><input type="checkbox"/> 展示室に展示している博物館資料の被害状況の確認<br/>         ※いずれの場合も処置は撮影記録後に行う。事故防止のため二人以上で行う。<br/>         ・額作品が壁面から外れているものは展示室内の安全な場所に平置きにする。<br/>         ・屏風、襖絵の転倒がみられる場合は二次被害が出ないよう、安全な場所に移動して保管する。<br/>         ・彫刻作品、工芸品が転倒している場合、破損がみられる場合は安全な場所に移動して保管する。<br/>         ・展示ケースが破損（ガラスが割れているなど）している場合は博物館資料をケースから取り出して安全な場所に移動して保管する。<br/>         ・屋外彫刻の破損による二次被害がないか、確認を行う。<br/>         ・照明（スポットライトの破損状態等）の確認作業を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 一時保管庫・収蔵庫の被害状況の確認<br/>         ※いずれの場合も処置は撮影記録後に行う。事故防止のため二人以上で行う。<br/>         ・博物館資料を保管しているラックから資料が転倒していた場合、二次被害が出ないよう安全な場所に移動する。<br/>         ・掛軸など、保管棚から落下している場合、安全な場所に移動する。<br/>         ・ラック内で博物館資料同士が当たって二次被害を受ける可能性がある場合は移動する。<br/>         ・棚等の破損により博物館資料が下敷きになっている場合は移動可能であれば安全な場所に移動する。<br/>         ・壁面が破損している場合は博物館資料を遠ざけて安全な場所に移動する。</p> |  |   |

|    |                        |  |  |  |                                  |  |
|----|------------------------|--|--|--|----------------------------------|--|
| 73 | 二次災害に備えた展示資料及び収蔵資料への対応 |  |  |  | □ 二次災害（余震、停電、盗難等による被害）に対する対策をとる。 |  |
| 74 | セキュリティの確保              | <p>実践編pp.44-45</p> <p>□ 展示資料や収蔵資料のセキュリティ装置の作動が正常であるかを確認し、必要に応じて価値の高い資料を安全な場所へ移動させます。</p>   |  | <p>□ セキュリティの確保</p> <p>盗難防止のため警戒し、避難完了後は一部の扉の閉鎖と施錠を行う。通電している場合は機械警備セットを行う。停電等により機械警備ができない場合、館スタッフや委託会社による有人警備を強化する。館内に滞留する来館者がいる場合は、許可したエリア以外に立ち入らないように管理する。場合によっては関係者の了解を得た上で資料をより安全な別の場所へ移動する。</p> <p>□ ドアの閉鎖</p> <p>臨時閉館する場合、展示室から来館者を外に誘導後、ドアを閉鎖する（室温への影響を最小限にするため及びセキュリティ確保のため）</p>  |                                  |  |
| 75 | 博物館資料の保護と緊急避難          | <p>基礎編p.26</p> <p>□ 余震等に備えた資料の緊急避難（職員配置、資料対応資器材の確認、資料の退避、収蔵室への移動、金具の取替え等）</p> <p>実践編p.43</p> <p>□ 落下しそうなものは下におろす。</p> <p>棚の上にある資料で落ちると破損する可能性のあるものは余震に備え、下に下ろしておきます。スポットライトの電球などが地震の揺れにより回転し、揺るむことがあるので注意します。</p> <p>歴史博物館・美術館／実践編pp.44-45</p> <p>□ 余震に備え、資料を箱に収納する、ルーバーを固定し落下して割れないようにする等の対策を実施します。</p> <p>動物園／実践編pp.44-45</p> <p>□ 負傷動物の状況を把握し、救護を行います。</p> <p>水族館、動物園／実践編pp.44-45</p> <p>□ 余震が続く場合、動物が脅えてストレスが溜まります。地震後の飼育環境にも気をつけましょう。</p> |  | <p>□ すべての災害に共通する記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で博物館資料の保護を行い、安全な場所へ移動させる。</li> <li>・保護や移動に先立って承諾を得る必要があれば、連絡をとる。【★関連項目：このシート77行】</li> <li>・移動した博物館資料の二次災害（盗難・余震など）からの安全確保につとめる。</li> <li>・施設に被害があった場合、また被災後の長期の停電等により収蔵庫・展示室の温湿度が管理できなくなった際、対策を講じる。</li> </ul> <p>□ 風水害のおそれがある場合の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示室・収蔵庫の窓ガラスの破損・雨漏りなどに対する一時的対応として、資料の養生や破損箇所の応急措置を行う。</li> <li>・館周辺の水位が防潮壁の高さを上回る等、館内への浸水が想定される等の事態が生じたら、担当職員は博物館資料を適切な場所（館内あるいは館外の事前に検討済みの場所）に移動して安全を確保する。</li> <li>・博物館資料を移動する館内外のスタッフの構成、セキュリティを確保するためのスタッフ配置については事前に確認しておく。</li> <li>・展示室の閉鎖の要不要を判断する。</li> </ul> <p>□ 館に保存修復の専門職員がいる場合の記載例／歴史博物館・美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展示室</li> <li>館の専門職員が応急手当をすれば展示継続可能な博物館資料は、損傷が進まないように、安全な場所に移し、安全を確保する。その後、保存担当、展覧会担当などを中心として手当する。専門家の処置が必要（展示継続不可能）な博物館資料は、後日の処置を待つ間の安全を確保するために、最低限の移動と手当をする。</li> <li>・企画展示室</li> <li>展覧会に付随してクーリエかエキジビジョン・コンサバターがいる場合はなるべく早く連絡し、報告し指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、状況によって、館の専門職員が最低限の安全確保を目的に手当する。クーリエ等がおらず、学芸員の応急手当をすれば展示継続可能な博物館資料は、展覧会主催者、所蔵者に連絡をし、後日の処置を待つ間の安全を確保するために、学芸員が最低限の移動と手当をする。</li> <li>・収蔵庫</li> <li>館の専門職員で応急手当が可能な博物館資料→損傷が進まないように、安全な場所に移し、安全を確保する。その後、保存担当、展覧会担当などを中心として手当する。専門家の処置が必要な博物館資料→後日の処置を待つ間の安全を確保するために、最低限の移動と手当をする。</li> </ul> |                                  |  |
| 76 | 被災した展示資料及び収蔵資料への応急処置   | <p>基礎編p.26</p> <p>□ 資料の復旧措置</p>  |  | <p>□ 現状把握とそれに基づいた応急手当等の検討と処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館の専門職員で対応できるレベルの損傷か、後日専門家による修復が必要な博物館資料かどうかを把握した後、何を優先して対応するべきか館内で検討する。</li> <li>・必要に応じて、保存担当、展覧会担当等を中心に手当する。複数人で対応にあたり、写真を撮影する。</li> </ul>   |                                  |  |
| 77 | 関係者への連絡                | <p>基礎編p.21</p> <p>来館者対応が終わったら、[中略] 資料・作品の作家や寄贈者への状況報告、関係機関への報告等を実施することになります。</p>   |  | <p>□ 関係者への連絡</p> <p>関係機関、所轄課、共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等に連絡する。場合によってはこれらの関係者に対応を相談する。</p>  |                                  |  |
| 78 | 共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等    |  |  |  |                                  |  |

|    |  |   |  |   |  |
|----|--|---|--|---|--|
| 79 | 災害復旧等の活動との調整                           |   | <p>災害復旧等の活動との調整&gt;具体的な記述のポイント p.118 (p.17)</p> <p>▶当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する（判断プロセス（被災状況の把握、必要な対応に要する資源等の特定、転用する場合の意志決定方法等）や活動方針等）。</p> <p>▶応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する（同上）。</p> <p>▶応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。</p> <p>▶従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。</p> <p>▶被災後の建物の使用に係る方針（事業の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。</p> <p>災害復旧等の活動との調整&gt;記述内容の解説 p.118 (p.17)</p> <p>▶災害復旧作業に伴う二次災害発生防止の措置を記載する。</p> <p>災害復旧等の活動との調整&gt;活動要領例等 p.118 (p.17)</p> <p>▶火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除、危険物品の安全な場所への移管</p> | <p>□ 災害復旧等の活動との調整</p> <p>事業再開時には、火気使用設備、器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。</p> <p>★再掲：風水害に係る応急対応 75行以下]</p> <p>□ 災害復旧等の活動との調整</p> <p>・各所の異常の有無を点検しながら最終的な被害調査を行い、記録をとるとともに報告を行う。</p> <p>・固定または撤去したものを復旧する。</p> <p>・清掃を行う。</p> <p>・必要な場合、専門業者へ修理等依頼の連絡を取る。</p> |  |
| 80 | 状況の改善による帰宅困難者等滞留解除                     |   |  |   |  |
| 81 | 再開館の判断、発信、実施                           |   |  |   |  |
| 82 | 記録の作成、共有、保存                            |   |  | <p>□ 記録の作成、共有、保存</p> <p>・対応した職員のメモや各種記録等をもとに、危機発生時からの対応等について所定の記録票に記録する。</p> <p>・記録票は全職員で内容を共有し、保存し、今後の事前対策や応急対応の改善に活用する。</p>   |  |
| 83 | <p>情報発信</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）116行</p> | <p>基礎編pp.17-18</p> <p>実践編p.45</p> <p>□ 取材への対応</p> <p>災害後はマスコミの取材が多くあり、個々に対応を行うと時間と人手を要しますが、情報を広く公開し、状況を正しく理解してもらうことは非常に重要です。必要情報を一覧にした資料をマスコミ各社に配布し、それ以外を質問として受けることや、記者会見を行う等対応の工夫を行いましょう。</p> <p>実践編p.56</p> <p>□ 閉館する場合はかならず広報を！</p> <p>「せっかくきたのに、閉まっていた。。。。」ということがないように、閉館する場合は必ず広報を行います。ホームページに閉館の掲載や最寄の駅やターミナル駅などでの張り紙など周知を行いましょう。</p> | <p>★関連項目：情報発信に係る事前対策 シート4（事前対策）116行]</p> <p>通報連絡&gt;具体的な記述のポイント p.110</p> <p>▶マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。</p>   | <p>★関連項目：情報発信に係る事前対策 シート4（事前対策）116行]</p>  |  |